

平成 30 年度

市 税 概 要



上 田 市

目 次

I 上田市の概要

1 市のあらまし	1
2. 3. 4. 5人口と世帯数・位置・詳細図等	1～2
6 市の予算と決算	
(1) 平成30年度一般会計当初予算	3
(2) 平成29年度一般会計決算	4

II 市税の概要

1 平成30年度市税当初予算	5
2 一般会計歳入額と市税収入額の推移	6
3 市税負担状況	7
4 税目別決算額の推移	8～11

III 市県民税

1 納税義務者数の推移	
(1) 個人市民税	12
(2) 個人県民税	12
2 課税額・調定額の推移	
(1) 個人市民税課税額・調定額の推移	13
(2) 個人県民税課税額・調定額の推移	13
(3) 所得区分別納税義務者の所得に対する市民税額の割合	14
(4) 所得区分別納税義務者一人当たり所得額の推移	15
3 平成30年度課税標準額段階別所得の状況	16
4 所得控除の状況	17
5 平成30年度所得区分による課税状況	18
6 平成30年度税額控除の状況	18
7 法人市民税	
(1) 納税義務者数の推移	19
(2) 調定額の推移	20
(3) 法人税割月別調定額の推移	20
(4) 業種別調定額の推移	21～22

IV 固定資産税

1 課税状況の推移	
(1) 固定資産税調定額等の推移	23
(2) 国有資産等所在市町村交付金・納付金	23
2 土地の概要	
(1) 平成30年度土地の総括	24～25
(2) 決定価格等の推移	26
3 家屋の概要	
(1) 平成30年度家屋の総括	27
(2) 決定価格等の推移	27
(3) 家屋の棟数と㎡当たり価格の推移	28
(4) 新・増築分家屋の推移	29
4 償却資産の概要	
(1) 平成30年度償却資産の総括	30
(2) 課税標準額等の推移	31

V 諸税、その他

1 軽自動車税	
(1) 調定額の推移	32
(2) 車種別課税台数の推移	32
(3) 非課税、課税免除台数の推移	32
2 市たばこ税	33
3 鉱産税	33
4 入湯税	33
5 都市計画税	33
6 特別土地保有税	33
7 国民健康保険税	34
8 証明、閲覧関係	
(1) 証明閲覧手数料徴収基準	34
(2) 諸証明取扱状況	34
(3) 固定資産税台帳縦覧・閲覧者数等の推移	34
9 税率と納期	35
10 税務機構及び事務分掌	36
11 市税の徴収に要する経費	37

VI 収納関係

1 収納率と収入未済額の推移	38
2 納付状況	
(1) 口座振替、自主納付（予定者）の推移	39
(2) 口座振替による納付状況	40
(3) 平成29年度税目別の口座振替依頼状況	40
(4) 口座振替手数料の支払状況（金融機関分）	40
(5) 郵便振替手数料の支払状況	40
(6) コンビニ収納手数料の支払状況	40
3 督促関係	
(1) 督促状の発付状況	41
(2) 督促手数料及び延滞金の収入状況	41
4 滞納処分、差押等	
(1) 税目別滞納の内訳	41
(2) 滞納処分執行停止状況	42
(3) 不納欠損処分状況	42
(4) 財産の差押と解除の状況	43
(5) 差押現在高	43
(6) 交付要求等の状況	44
(7) 交付要求現在高	44
(8) 公売処分の実施状況	44
(9) 催告書発送数	44
5 個人県民税関係	
(1) 平成29年度個人県民税徴収取扱費の状況	45
(2) 平成29年度個人県民税の取扱状況	45
6 県内19市の市税等収納率の状況	46～47
参考資料 市税のあゆみ	48～59

図表中、各項目の計数は、原則として単位未満四捨五入としたため合計と一致しない場合があります。

上田市民憲章



上田市は 千曲川の清流と菅平高原から美ヶ原高原までひろがる豊かな自然や 先人の築いた歴史と文化を大切にするまちです

わたくしたちは 上田市民であることに誇りと責任を持ち 未来への発展を願って ここに市民憲章を定めます

- 1 美しい自然を守り 歴史や伝統に学ぶ 文化の薫るまちをつくります
- 1 共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまちをつくります
- 1 未来を担う子どもらが健やかに育つ 夢あるまちをつくります
- 1 多彩な産業と資源をいかし 希望と活力みなぎるまちをつくります

(平成19年10月3日制定)

I 上田市の概要

1 市のあらまし

上田市は、平成18年3月6日に上田市、丸子町、真田町、武石村が新設合併し誕生した、人口約16万を擁する長野県東部の中核都市です。

北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国立公園の美ヶ原高原などの2,000メートル級の山々に囲まれ、佐久盆地から流れ込む千曲川が市の中央部を東西に通過、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流れていきます。地勢については、標高400メートルから800メートルの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成されています。

上田市の盆地部分の年平均気温は、摂氏11.8度です。昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候で、晴天率が高く、年間の平均降水量が約900ミリメートルと全国でも有数の少雨乾燥地帯となっています。

主な産業は、かつて「蚕都（さんと）」として、地域のリーディング産業であった蚕糸業で培われた技術的基盤や進取の精神は機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引し、高度な技術を有する企業の集積が見られます。

農業は少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われています。

観光地としての上田市は、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定の二つの高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しており、それぞれが四季折々の多彩な彩りで訪れる人を魅了します。

上田市は、長野県東部の中核都市として、「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」をキャッチフレーズに、「市民が主役のまちづくり」、「安全・安心な快適環境のまちづくり」、「誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり」、「ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり」、「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」、「文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり」を目指しています。

2 人口と世帯数

区分	面積 (km ²)	世帯数	人口			1世帯当たりの人口	人口密度 (人/km ²)
			男	女	計		
平成25年	552.00	61,882	76,633	80,918	157,551	2.6	285
平成26年	552.04	62,240	76,415	80,437	156,852	2.5	284
平成27年	552.04	62,696	76,776	80,051	156,827	2.5	284
平成28年	552.04	63,145	76,552	79,831	156,383	2.5	283
平成29年	552.04	63,652	76,282	79,433	155,715	2.5	282

資料：世帯数、人口は長野県毎月人口異動調査結果による（10月1日現在）。H27国勢調査改訂

3 位置

日本のほぼ中央に位置している上田市は、北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬭恋村（群馬県）、東御市、南は長和町、立科町と接しています。

奈良時代から、京都と東北地方を結ぶ「東山道」の拠点として栄え、交通の要衝でしたが、現在はJR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有しています。

東京から約190キロメートル、北陸新幹線を利用すれば最短78分の距離です。避暑地として有名な軽井沢町からは約40キロメートル、1998年冬季オリンピックの主会場となった長野市とも約40キロメートルの位置にあります。

東西約31キロメートル、南北約37キロメートルの広がりを持ち、面積は、552.04平方キロメートル、市役所本庁の位置は、東経138度15分、北緯36度24分、海拔456メートルです。



4 上田市の詳細図



5 原付オリジナルナンバープレート



上田城跡公園 東虎口櫓門前

上田市では、平成20年8月20日 合併後3周年の機会に、地域の一体感の醸成と観光振興・地域振興等を目的として、県下初となる先駆的な取り組みとして、形を上田城の櫓をモチーフに「信州」と「六文銭」をデザインに入れ「上田らしさ」を表現した「原付オリジナルナンバープレート」を作製し交付を始めました。

この「原付オリジナルナンバープレート」が市民に愛され、親しまれるとともに、動く広告塔として、自然と歴史ロマンあふれる真田幸村公の故郷 信州上田を全国へアピールし、地域振興、観光振興に役立ててまいりたいと考えております。

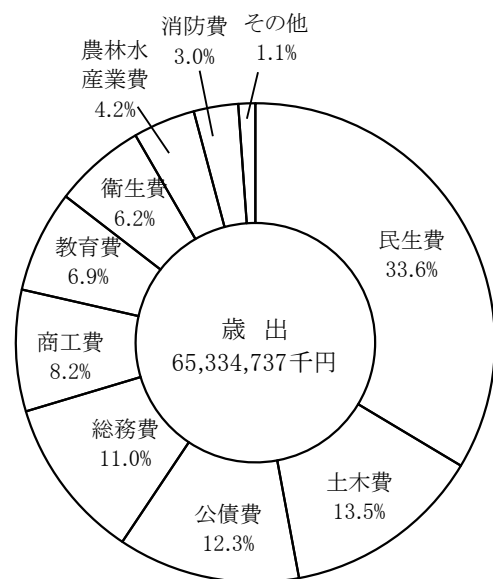
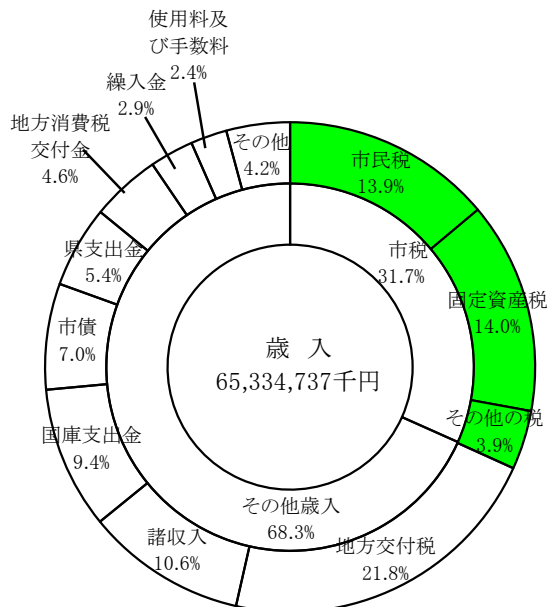
6 市の予算と決算

(1) 平成30年度一般会計当初予算

(単位：千円、%)

	歳入科目	予算額	構成比	歳出科目	予算額	構成比
1	市 税	20,702,070	31.7	議 会 費	388,392	0.6
2	地 方 譲 与 税	540,001	0.8	総 務 費	7,164,494	11.0
3	利 子 割 交 付 金	25,000	0.0	民 生 費	21,965,112	33.6
4	配 当 割 交 付 金	55,000	0.1	衛 生 費	4,057,531	6.2
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,000	0.0	労 働 費	260,062	0.4
6	地 方 消 費 税 交 付 金	3,000,000	4.6	農 林 水 産 業 費	2,752,676	4.2
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,000	0.0	商 工 費	5,370,143	8.2
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	120,000	0.2	土 木 費	8,795,046	13.5
9	地 方 特 例 交 付 金	90,000	0.1	消 防 費	1,930,284	3.0
10	地 方 交 付 税	14,230,060	21.8	教 育 費	4,507,682	6.9
11	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0.0	公 債 費	8,043,315	12.3
12	分 担 金 及 び 負 担 金	556,154	0.9	予 備 費	100,000	0.2
13	使 用 料 及 び 手 数 料	1,537,655	2.4			
14	国 庫 支 出 金	6,168,088	9.4			
15	県 支 出 金	3,560,544	5.5			
16	財 産 収 入	209,814	0.3			
17	寄 附 金	95,002	0.1			
18	繰 入 金	1,926,924	2.9			
19	繰 越 金	1,000,000	1.5			
20	諸 収 入	6,894,825	10.6			
21	市 債	4,545,600	7.0			
	歳 入 合 計	65,334,737	100.0	歳 出 合 計	65,334,737	100.0

平成30年度一般会計当初予算グラフ

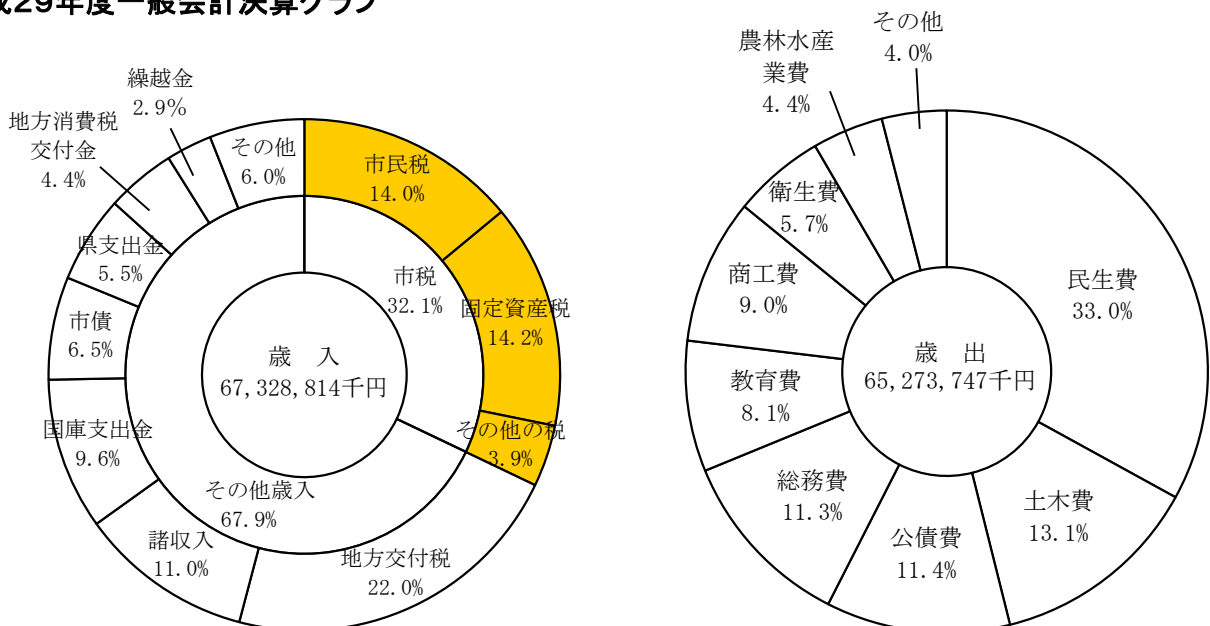


(2) 平成29年度一般会計決算

(単位：千円、%)

	歳入科目	決算額	構成比	歳出科目	決算額	構成比
1	市 税	21,600,235	32.1	議 会 費	369,988	0.6
2	地 方 譲 与 税	536,001	0.8	総 務 費	7,387,484	11.3
3	利 子 割 交 付 金	33,191	0.0	民 生 費	21,555,159	33.0
4	配 当 割 交 付 金	79,266	0.1	衛 生 費	3,720,086	5.7
5	株式等譲渡所得割交付金	86,093	0.1	労 働 費	256,136	0.4
6	地方消費税交付金	2,981,303	4.4	農 林 水 産 業 費	2,858,751	4.4
7	ゴルフ場利用税交付金	20,515	0.0	商 工 費	5,856,968	9.0
8	自動車取得税交付金	137,619	0.2	土 木 費	8,550,749	13.1
9	地方特例交付金	90,407	0.1	消 防 費	1,810,873	2.8
10	地 方 交 付 税	14,845,676	22.1	教 育 費	5,299,879	8.1
11	交通安全対策特別交付金	25,825	0.0	公 債 費	7,443,473	11.4
12	分担金及び負担金	548,931	0.8	予 備 費	0	0.0
13	使用料及び手数料	1,601,812	2.4	災 害 復 旧 費	164,195	0.3
14	国 庫 支 出 金	6,468,026	9.6			
15	県 支 出 金	3,711,828	5.5			
16	財 産 収 入	292,617	0.4			
17	寄 附 金	199,822	0.3			
18	繰 入 金	360,537	0.5			
19	繰 越 金	1,920,642	2.9			
20	諸 収 入	7,428,964	11.0			
21	市 債	4,359,500	6.5			
	歳 入 合 計	67,328,814	100.0	歳 出 合 計	65,273,747	100.0

平成29年度一般会計決算グラフ



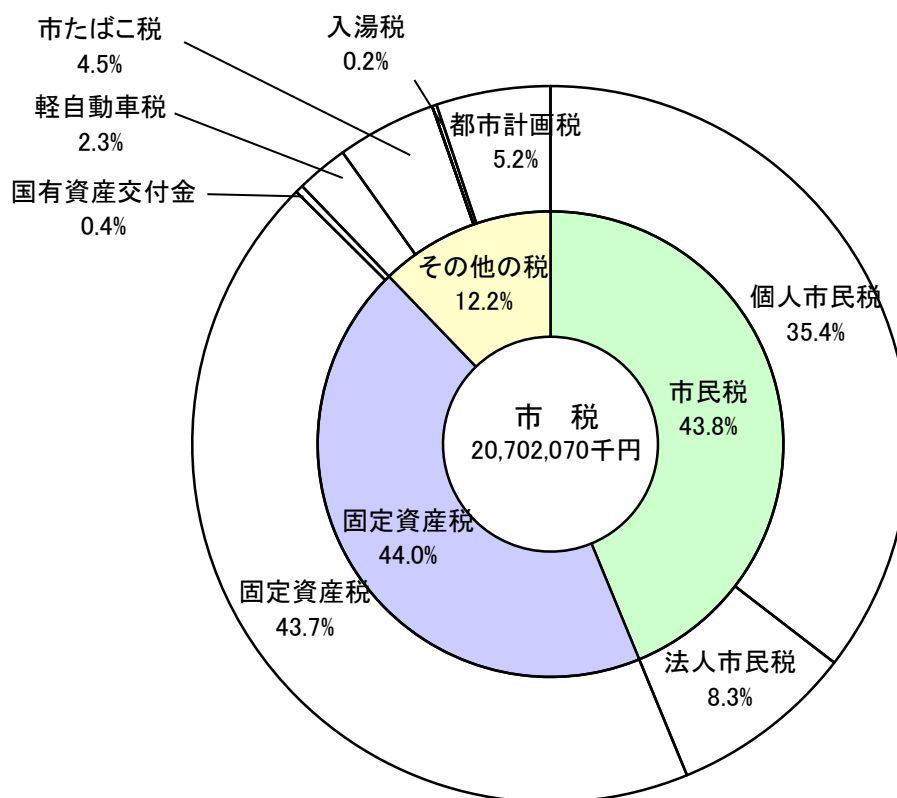
Ⅱ 市税の概要

1 平成30年度市税当初予算

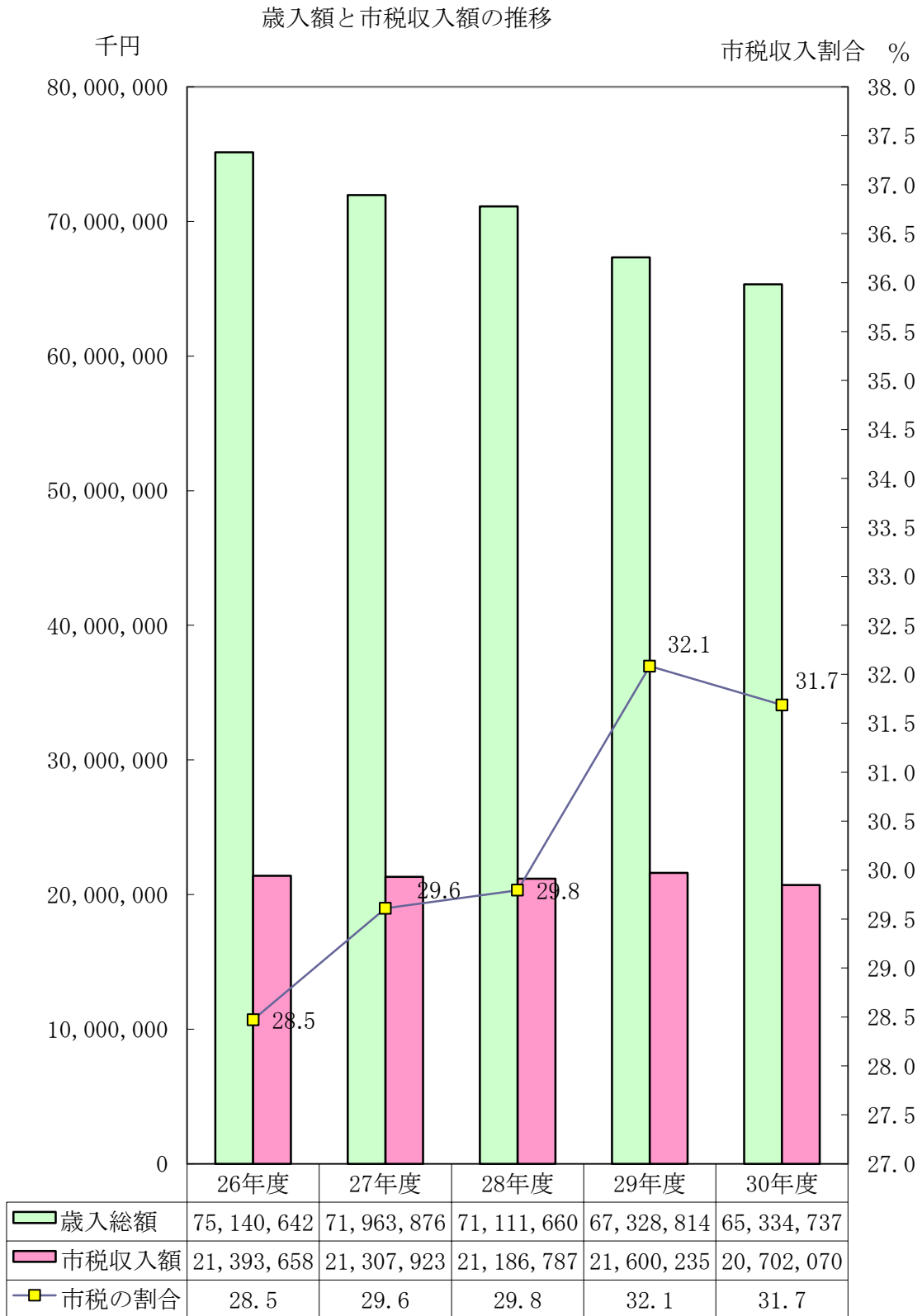
(単位：千円、%)

税目	現年課税	滞納繰越	合計	構成比	前年比
個人市民税	7,248,019	90,000	7,338,019	35.4	101.9
法人市民税	1,720,000	5,000	1,725,000	8.3	107.5
固定資産税	8,900,000	140,000	9,040,000	43.7	97.6
国有資産交付金	75,000	0	75,000	0.4	107.1
軽自動車税	480,000	5,000	485,000	2.3	104.3
市たばこ税	930,000	0	930,000	4.5	94.9
鉱産税	1	0	1	0.0	100.0
入湯税	42,000	50	42,050	0.2	99.9
都市計画税	1,050,000	17,000	1,067,000	5.2	98.0
合計	20,445,020	257,050	20,702,070	100.0	100.0

【平成30年度市税当初予算グラフ】



2 一般会計歳入額と市税収入額の推移



備考 平成30年度は当初予算額、29年度以前は決算額

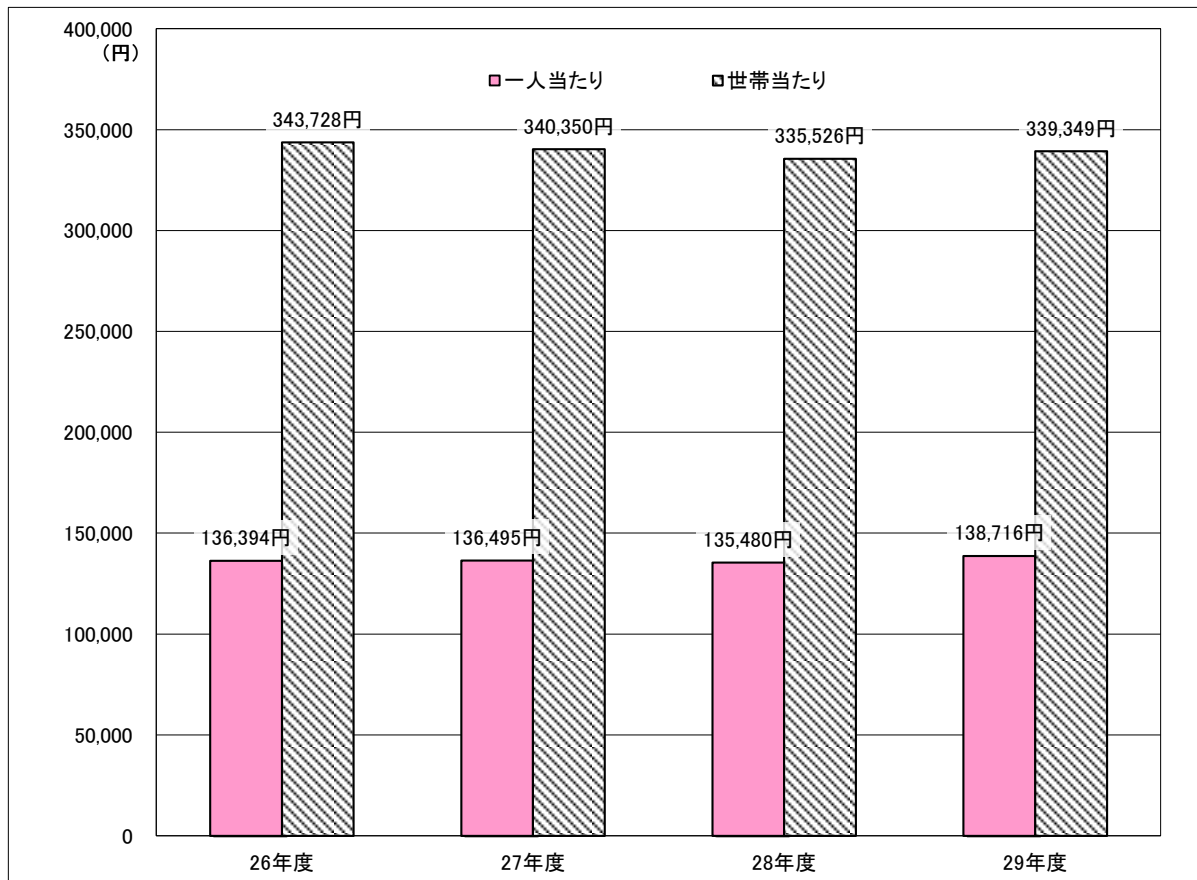
3 市税負担状況

(単位：円、%)

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比
人 口 一 人 当 た り	市税総額	136,394	103.18	136,495	100.07	135,480	99.26	138,716	102.39
	個人市民税	44,836	101.98	46,441	103.58	47,089	101.39	48,363	102.71
	固定資産税	61,561	102.99	60,437	98.17	60,209	99.62	60,868	101.09
	その他の税	29,997	105.46	29,617	98.73	28,182	95.16	29,485	104.62
一 世 帯 当 た り	市税総額	343,728	102.13	340,350	99.02	335,526	98.58	339,349	101.14
	個人市民税	112,992	100.94	115,801	102.49	116,618	100.71	118,313	101.45
	固定資産税	155,140	101.94	150,700	97.14	149,113	98.95	148,904	99.86
	その他の税	75,596	104.39	73,849	97.69	69,795	94.51	72,132	103.35

(備考) 税額=収入済額/10月1日人口、世帯数(長野県毎月人口異動調査結果による。)

市税負担状況の推移グラフ



4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目		平成26年度							
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
1 市 民 税	個人市民税	現年課税分	7,009,580,000	6,897,037,702	325,937	112,216,361	98.39	98.09	0.30
		滞納繰越分	513,993,798	135,574,813	58,477,755	319,941,230	26.38	23.51	2.87
		小 計	7,523,573,798	7,032,612,515	58,803,692	432,157,591	93.47	92.25	1.22
	法人市民税	現年課税分	1,958,292,600	1,950,352,357	0	7,940,243	99.59	99.45	0.14
		滞納繰越分	46,505,495	6,405,086	4,673,888	35,426,521	13.77	15.09	△1.32
		小 計	2,004,798,095	1,956,757,443	4,673,888	43,366,764	97.60	97.12	0.48
計		9,528,371,893	8,989,369,958	63,477,580	475,524,355	94.34	93.18	1.16	
2 固 定 資 産 税	固定資産税	現年課税分	9,635,670,000	9,429,286,827	8,247,856	198,135,317	97.86	97.69	0.17
		滞納繰越分	947,022,006	226,662,470	96,181,598	624,177,938	23.93	22.45	1.48
		小 計	10,582,692,006	9,655,949,297	104,429,454	822,313,255	91.24	89.79	1.45
	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	67,150,400	67,150,400	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		10,649,842,406	9,723,099,697	104,429,454	822,313,255	91.30	89.86	1.44
3 軽 自 動 車 税	現年課税分	381,997,200	374,072,400	5,000	7,919,800	97.93	97.70	0.23	
	滞納繰越分	25,805,779	6,472,142	3,388,793	15,944,844	25.08	26.31	△1.23	
	計	407,802,979	380,544,542	3,393,793	23,864,644	93.32	92.83	0.49	
4 市 た ば こ 税	現年課税分	1,098,712,980	1,098,712,980	0	0	100.00	100.00	0.00	
	滞納繰越分	0	0	0	0	-	-	-	
	計	1,098,712,980	1,098,712,980	0	0	100.00	100.00	0.00	
5	鉦 産 税	100	100	0	0	100.00	100.00	0.00	
6 入 湯 税	現年課税分	45,765,950	44,851,500	0	914,450	98.00	98.67	△0.67	
	滞納繰越分	1,583,750	949,700	0	634,050	59.97	6.86	53.11	
	計	47,349,700	45,801,200	0	1,548,500	96.73	96.74	△0.01	
7 都 市 計 画 税	現年課税分	1,152,918,600	1,128,218,293	986,861	23,713,446	97.86	97.69	0.17	
	滞納繰越分	116,617,593	27,911,517	11,843,930	76,862,146	23.93	22.45	1.48	
	計	1,269,536,193	1,156,129,810	12,830,791	100,575,592	91.07	89.70	1.37	
市税現年課税分		21,350,087,830	20,989,682,559	9,565,654	350,839,617	98.31	98.10	0.21	
市税滞納繰越分		1,651,528,421	403,975,728	174,565,964	1,072,986,729	24.46	22.63	1.83	
市 税 合 計		23,001,616,251	21,393,658,287	184,131,618	1,423,826,346	93.01	91.78	1.23	
国 保 税	現年課税分	3,447,310,700	3,177,722,807	0	269,587,893	92.18	91.69	0.49	
	滞納繰越分	1,341,645,035	277,626,889	152,434,322	911,583,824	20.69	19.41	1.28	
	合 計	4,788,955,735	3,455,349,696	152,434,322	1,181,171,717	72.15	70.64	1.51	

税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目		平成27年度							
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
1 市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,261,988,100	7,135,145,803	326,118	126,516,179	98.25	98.39	△0.14
		滞納繰越分	431,289,880	114,686,064	33,844,798	282,759,018	26.59	26.38	0.21
		小 計	7,693,277,980	7,249,831,867	34,170,916	409,275,197	94.24	93.47	0.77
	法人 市 民 税	現年課税分	1,921,850,900	1,915,228,800	0	6,622,100	99.66	99.59	0.07
		滞納繰越分	43,366,764	5,967,957	2,497,500	34,901,307	13.76	13.77	△0.01
		小 計	1,965,217,664	1,921,196,757	2,497,500	41,523,407	97.76	97.60	0.16
計		9,658,495,644	9,171,028,624	36,668,416	450,798,604	94.95	94.34	0.61	
2 固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,409,922,200	9,225,217,264	7,137,446	177,567,490	98.04	97.86	0.18
		滞納繰越分	822,141,821	209,507,679	57,174,889	555,459,253	25.48	23.93	1.55
		小 計	10,232,064,021	9,434,724,943	64,312,335	733,026,743	92.21	91.24	0.97
	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	73,159,200	73,159,200	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		10,305,223,221	9,507,884,143	64,312,335	733,026,743	92.26	91.30	0.96
3 軽 自 動 車 税	現年課税分	391,741,100	384,424,600	8,000	7,308,500	98.13	97.93	0.20	
	滞納繰越分	23,827,644	6,496,361	2,238,008	15,093,275	27.26	25.08	2.18	
	計	415,568,744	390,920,961	2,246,008	22,401,775	94.07	93.32	0.75	
4 市 た ば こ 税	現年課税分	1,075,205,717	1,075,205,717	0	0	100.00	100.00	0.00	
	滞納繰越分	0	0	0	0	-	-	-	
	計	1,075,205,717	1,075,205,717	0	0	100.00	100.00	0.00	
5	鉦 産 税	0	0	0	0	-	100.00	皆減	
6 入 湯 税	現年課税分	47,837,700	47,264,379	0	573,321	98.80	98.00	0.80	
	滞納繰越分	1,548,500	1,497,582	0	50,918	96.71	59.97	36.74	
	計	49,386,200	48,761,961	0	624,239	98.74	96.73	2.01	
7 都 市 計 画 税	現年課税分	1,110,291,100	1,088,497,030	842,154	20,951,916	98.04	97.86	0.18	
	滞納繰越分	100,555,326	25,624,651	6,992,997	67,937,678	25.48	23.93	1.55	
	計	1,210,846,426	1,114,121,681	7,835,151	88,889,594	92.01	91.07	0.94	
市税現年課税分		21,291,996,017	20,944,142,793	8,313,718	339,539,506	98.37	98.31	0.06	
市税滞納繰越分		1,422,729,935	363,780,294	102,748,192	956,201,449	25.57	24.46	1.11	
市 税 合 計		22,714,725,952	21,307,923,087	111,061,910	1,295,740,955	93.81	93.01	0.80	
国 保 税	現年課税分	3,319,309,800	3,064,151,363	0	255,158,437	92.31	92.18	0.13	
	滞納繰越分	1,173,411,517	245,803,530	120,993,016	806,614,971	20.95	20.69	0.26	
	合 計	4,492,721,317	3,309,954,893	120,993,016	1,061,773,408	73.67	72.15	1.52	

税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目		平成28年度							
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)	
1 市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,358,236,645	7,244,917,809	11,427	113,307,409	98.46	98.25	0.21
		滞納繰越分	408,360,605	118,931,507	39,814,598	249,614,500	29.12	26.59	2.53
		小 計	7,766,597,250	7,363,849,316	39,826,025	362,921,909	94.81	94.24	0.57
	法人 市 民 税	現年課税分	1,640,014,300	1,634,632,600	0	5,381,700	99.67	99.66	0.01
		滞納繰越分	41,523,407	7,597,253	2,332,728	31,593,426	18.30	13.76	4.54
		小 計	1,681,537,707	1,642,229,853	2,332,728	36,975,126	97.66	97.76	△0.10
計		9,448,134,957	9,006,079,169	42,158,753	399,897,035	95.32	94.95	0.37	
2 固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	9,381,412,400	9,223,688,436	6,158,265	151,565,699	98.32	98.04	0.28
		滞納繰越分	732,886,843	192,044,111	70,907,330	469,935,402	26.20	25.48	0.72
		小 計	10,114,299,243	9,415,732,547	77,065,595	621,501,101	93.09	92.21	0.88
	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	69,889,800	69,889,800	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		10,184,189,043	9,485,622,347	77,065,595	621,501,101	93.14	92.26	0.88
3 軽 自 動 車 税	現年課税分	469,399,300	460,014,799	2,000	9,382,501	98.00	98.13	△0.13	
	滞納繰越分	22,283,475	6,321,804	2,462,176	13,499,495	28.37	27.26	1.11	
	計	491,682,775	466,336,603	2,464,176	22,881,996	94.85	94.07	0.78	
4 市 た ば こ 税	現年課税分	1,056,522,349	1,056,522,349	0	0	100.00	100.00	0.00	
	滞納繰越分	0	0	0	0	-	-	-	
	計	1,056,522,349	1,056,522,349	0	0	100.00	100.00	0.00	
5 釵 産 税		0	0	0	0	-	-	-	
6 入 湯 税	現年課税分	53,628,900	53,393,500	0	235,400	99.56	98.80	0.76	
	滞納繰越分	624,239	624,239	0	0	100.00	96.71	3.29	
	計	54,253,139	54,017,739	0	235,400	99.57	98.74	0.83	
7 都 市 計 画 税	現年課税分	1,113,648,800	1,094,925,686	731,031	17,992,083	98.32	98.04	0.28	
	滞納繰越分	88,854,294	23,283,215	8,596,726	56,974,353	26.20	25.48	0.72	
	計	1,202,503,094	1,118,208,901	9,327,757	74,966,436	92.99	92.01	0.98	
市税現年課税分		21,142,752,494	20,837,984,979	6,902,723	297,864,792	98.56	98.37	0.19	
市税滞納繰越分		1,294,532,863	348,802,129	124,113,558	821,617,176	26.94	25.57	1.37	
市 税 合 計		22,437,285,357	21,186,787,108	131,016,281	1,119,481,968	94.43	93.81	0.62	
国 保 税	現年課税分	3,238,815,527	2,994,138,686	0	244,676,841	92.45	92.31	0.14	
	滞納繰越分	1,051,430,712	239,418,166	108,002,534	704,010,012	22.77	20.95	1.82	
	合 計	4,290,246,239	3,233,556,852	108,002,534	948,686,853	75.37	73.67	1.70	

税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			平成29年度						
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)
1 市 民 税	個人 市 民 税	現年課税分	7,504,635,100	7,412,309,668	50,636	92,274,796	98.77	98.46	0.31
		滞納繰越分	362,031,078	118,556,646	30,712,846	212,761,586	32.75	29.12	3.63
		小 計	7,866,666,178	7,530,866,314	30,763,482	305,036,382	95.73	94.81	0.92
	法人 市 民 税	現年課税分	1,877,687,600	1,872,046,300	0	5,641,300	99.70	99.67	0.03
		滞納繰越分	36,975,126	5,307,099	3,591,459	28,076,568	14.35	18.30	△3.95
		小 計	1,914,662,726	1,877,353,399	3,591,459	33,717,868	98.05	97.66	0.39
計		9,781,328,904	9,408,219,713	34,354,941	338,754,250	96.19	95.32	0.87	
2 固 定 資 産 税	固定 資 産 税	現年課税分	9,463,443,500	9,317,716,952	3,079,088	142,647,460	98.46	98.32	0.14
		滞納繰越分	621,199,201	160,318,482	64,211,736	396,668,983	25.81	26.20	△0.39
		小 計	10,084,642,701	9,478,035,434	67,290,824	539,316,443	93.98	93.09	0.89
	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金		70,935,500	70,935,500	0	0	100.00	100.00	0.00
	計		10,155,578,201	9,548,970,934	67,290,824	539,316,443	94.03	93.14	0.89
3 軽 自 動 車 税	現年課税分		486,990,600	478,191,030	7,200	8,792,370	98.19	98.00	0.19
	滞納繰越分		22,830,996	6,848,947	2,282,900	13,699,149	30.00	28.37	1.63
	計		509,821,596	485,039,977	2,290,100	22,491,519	95.14	94.85	0.29
4 市 た ば こ 税	現年課税分		988,291,822	988,291,822	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	-
	計		988,291,822	988,291,822	0	0	100.00	100.00	0.00
5 釧 産 税		100	100	0	0	100.00	-	-	
6 入 湯 税	現年課税分		50,075,850	46,406,563	0	3,669,287	92.67	99.56	△6.89
	滞納繰越分		235,400	0	0	235,400	0.00	100.00	△100.00
	計		50,311,250	46,406,563	0	3,904,687	92.24	99.57	△7.33
7 都 市 計 画 税	現年課税分		1,121,228,700	1,103,959,366	364,812	16,904,522	98.46	98.32	0.14
	滞納繰越分		74,964,536	19,346,848	7,748,917	47,868,771	25.81	26.20	△0.39
	計		1,196,193,236	1,123,306,214	8,113,729	64,773,293	93.91	92.99	0.92
市税現年課税分		21,563,288,772	21,289,857,301	3,501,736	269,929,735	98.73	98.56	0.17	
市税滞納繰越分		1,118,236,337	310,378,022	108,547,858	699,310,457	27.76	26.94	0.82	
市 税 合 計		22,681,525,109	21,600,235,323	112,049,594	969,240,192	95.23	94.43	0.80	
国 保 税	現年課税分		3,091,765,800	2,891,699,145	16,000	200,050,655	93.53	92.45	1.08
	滞納繰越分		934,363,820	236,212,610	92,508,172	605,643,038	25.28	22.77	2.51
	合 計		4,026,129,620	3,127,911,755	92,524,172	805,693,693	77.69	75.37	2.32

Ⅲ 市県民税

1 納税義務者数の推移

(1) 個人市民税 <当初>

(単位：人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全 体	納税義務者数	74,657	74,973	76,057	77,130	77,477
	均等割のみ	6,575	6,453	6,557	6,392	6,353
	均等割・所得割合算	68,082	68,520	69,500	70,738	71,124
給与特別徴収	納税義務者数	42,160	43,631	44,533	46,193	52,234
	均等割のみ	1,698	1,793	1,798	1,796	2,338
	均等割・所得割合算	40,462	41,838	42,735	44,397	49,896
年金特別徴収	納税義務者数	12,850	12,561	13,238	13,741	13,588
	均等割のみ	3,633	3,668	4,054	4,187	3,853
	均等割・所得割合算	9,217	8,893	9,184	9,554	9,735
普通徴収	納税義務者数	19,647	18,781	18,286	17,196	11,655
	均等割のみ	1,244	992	705	409	162
	均等割・所得割合算	18,403	17,789	17,581	16,787	11,493
特別徴収義務者	給 与	4,047	4,261	4,381	4,585	5,948
	年 金	9	7	7	7	7

<最終>

(単位：人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合 計	納税義務者数	77,505	77,600	78,621	79,496
	均等割のみ	8,180	8,050	8,146	8,002
	均等割・所得割合算	69,325	69,550	70,475	71,494
特別徴収	一 般 分	47,651	48,508	49,963	51,682
	退 職 分	426	382	365	150
	計	48,077	48,890	50,328	51,832
普通徴収		29,428	28,710	28,293	27,664

(2) 個人県民税 <当初>

(単位：人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全 体	納税義務者数	74,657	74,973	76,057	77,130	77,477
	均等割のみ	6,608	6,476	6,594	6,426	6,388
	均等割・所得割合算	68,049	68,497	69,463	70,704	71,089
給与特別徴収	納税義務者数	42,160	43,631	44,533	46,193	52,234
	均等割のみ	1,706	1,801	1,809	1,803	2,350
	均等割・所得割合算	40,454	41,830	42,724	44,390	49,884
年金特別徴収	納税義務者数	12,849	12,561	13,238	13,741	13,588
	均等割のみ	3,642	3,672	4,060	4,200	3,866
	均等割・所得割合算	9,207	8,889	9,178	9,541	9,722
普通徴収	納税義務者数	19,648	18,781	18,286	17,196	11,655
	均等割のみ	1,260	1,003	725	423	172
	均等割・所得割合算	18,388	17,778	17,561	16,773	11,483
特別徴収義務者	給 与	4,047	4,261	4,381	4,585	5,948
	年 金	9	7	7	7	7

<最終>

(単位：人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合 計	納税義務者数	77,505	77,600	78,621	79,496
	均等割のみ	8,213	8,073	8,184	8,037
	均等割・所得割合算	69,292	69,527	70,437	71,459
特別徴収	一 般 分	47,651	48,508	49,963	51,682
	退 職 分	426	382	365	150
	計	48,077	48,890	50,328	51,832
普通徴収		29,428	28,710	28,293	27,664

(備考) (1)、(2)とも課税状況調等による。
一般分、退職分は、給与、退職金から天引きされたもの。

2 課税額・調定額の推移

(1) 個人市民税課税額・調定額の推移

〈当初課税額〉

(単位：千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合 計	課税標準額	116,728,496	117,685,025	120,104,410	123,203,138	125,769,528
	均等割	261,302	262,408	266,203	269,958	271,173
	所得割	6,640,454	6,891,644	7,005,791	7,144,867	7,296,953
	計	6,901,756	7,154,052	7,271,994	7,414,825	7,568,126
給与特別徴収	均等割	147,557	152,698	155,859	161,665	182,714
	所得割	4,733,237	4,977,821	5,086,484	5,269,145	5,791,799
	計	4,880,794	5,130,519	5,242,343	5,430,810	5,974,513
年金特別徴収	均等割	37,353	36,952	37,237	39,367	37,706
	所得割	296,420	272,820	270,709	284,400	288,073
	計	333,773	309,772	307,946	323,767	325,779
普通徴収	均等割	76,392	72,758	73,107	68,926	50,753
	所得割	1,610,797	1,641,003	1,648,598	1,591,322	1,217,081
	計	1,687,189	1,713,761	1,721,705	1,660,248	1,267,834

〈最終調定額〉

(単位：千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合 計		7,009,580	7,261,988	7,358,237	7,504,635
特別徴収	一般分	5,138,601	5,323,841	5,473,085	5,657,594
	退職分	61,297	87,117	53,795	54,783
	計	5,199,898	5,410,958	5,526,880	5,712,377
普通徴収		1,809,682	1,851,030	1,831,357	1,792,258

(2) 個人県民税課税額・調定額の推移

〈当初課税額〉

(単位：千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合 計	課税標準額	116,726,120	117,685,292	120,101,743	123,202,738	125,769,159
	均等割	149,314	149,946	152,114	154,260	154,954
	所得割	4,425,310	4,592,734	4,668,668	4,761,272	4,862,769
	計	4,574,624	4,742,680	4,820,782	4,915,532	5,017,723
給与特別徴収	均等割	84,318	87,256	89,060	92,380	104,408
	所得割	3,154,666	3,317,719	3,389,982	3,511,600	3,859,987
	計	3,238,984	3,404,975	3,479,042	3,603,980	3,964,395
年金特別徴収	均等割	23,490	22,868	23,888	24,564	23,006
	所得割	210,756	191,169	193,539	200,222	199,908
	計	234,246	214,037	217,427	224,786	222,914
普通徴収	均等割	41,506	39,822	39,166	37,316	27,540
	所得割	1,059,888	1,083,846	1,085,147	1,049,450	802,874
	計	1,101,394	1,123,668	1,124,313	1,086,766	830,414

〈最終調定額〉

(単位：千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合 計		4,643,728	4,813,546	4,877,196	4,974,420
特別徴収	一般分	3,405,797	3,530,437	3,629,243	3,751,703
	退職分	40,837	58,069	35,858	36,415
	計	3,446,634	3,588,506	3,665,101	3,788,118
普通徴収		1,197,094	1,225,040	1,212,095	1,186,302

(備考) (1)、(2)とも課税状況調等による。

一般分、退職分は給与、退職金から天引きされたもの。

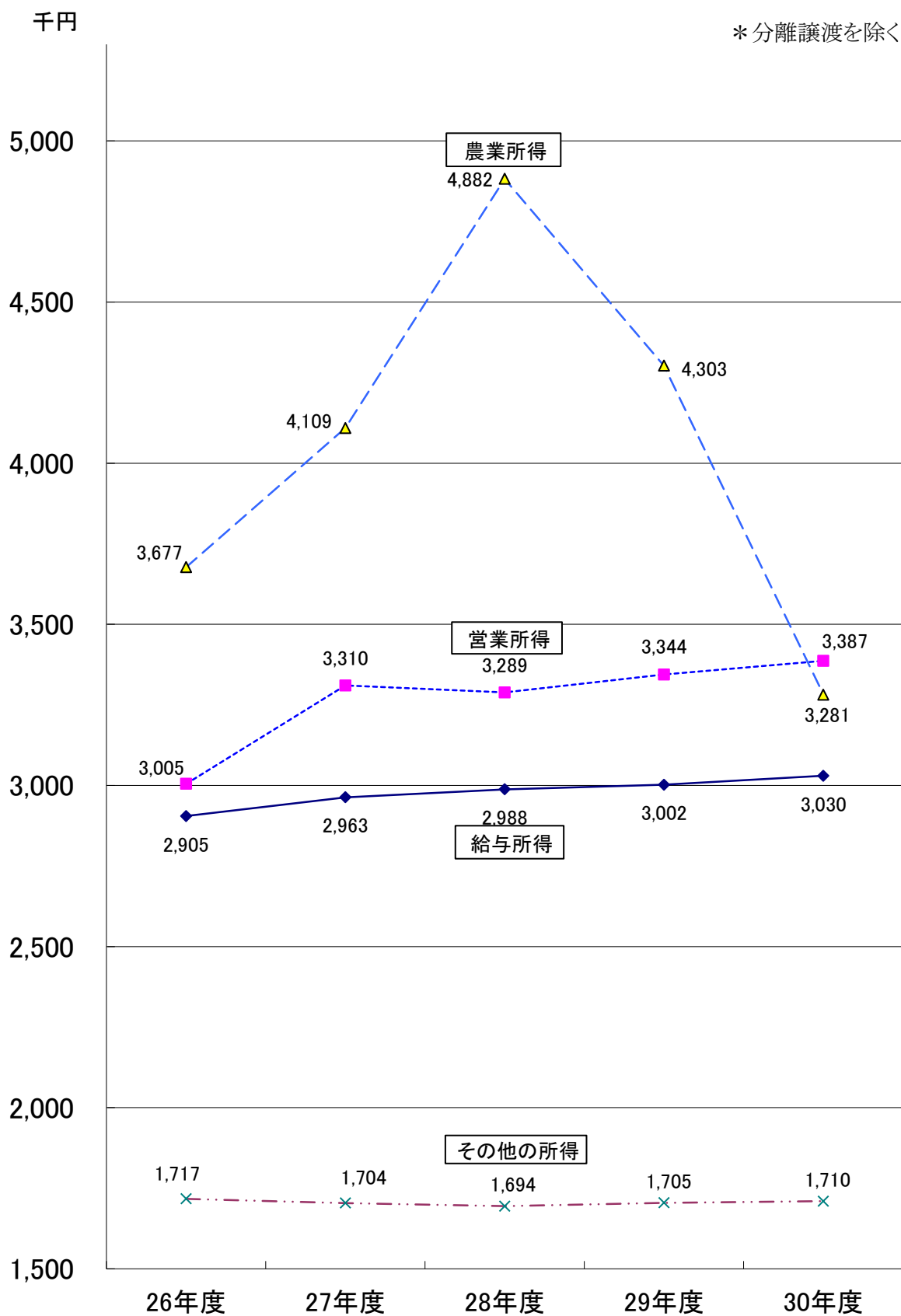
(3) 所得区分別納税義務者の所得に対する市民税額の割合

(単位：人、%、千円)

区分	納税義務者		所得金額		算出所得割額		所得に対する所得割額の割合 (%)	
		前年比		前年比		前年比		
給与所得	平成26年度	53,411	99.7	155,148,810	99.7	5,597,752	99.4	3.61
	平成27年度	54,350	101.8	161,042,887	103.8	5,842,765	104.4	3.63
	平成28年度	54,979	101.2	164,258,792	102.0	5,921,682	101.4	3.61
	平成29年度	56,174	102.2	168,646,711	102.7	6,063,571	102.4	3.60
	平成30年度	56,929	101.3	172,488,733	102.3	6,189,973	102.1	3.59
営業所得	平成26年度	2,608	103.7	7,836,602	102.1	286,458	101.3	3.66
	平成27年度	2,637	101.1	8,728,918	111.4	333,761	116.5	3.82
	平成28年度	2,655	100.7	8,731,048	100.0	332,850	99.7	3.81
	平成29年度	2,648	99.7	8,855,321	101.4	335,801	100.9	3.79
	平成30年度	2,643	99.8	8,950,707	101.1	339,728	101.2	3.80
農業所得	平成26年度	185	116.4	680,317	134.5	26,010	143.6	3.82
	平成27年度	208	112.4	854,724	125.6	34,448	132.4	4.03
	平成28年度	220	105.8	1,074,088	125.7	46,075	133.8	4.29
	平成29年度	225	102.3	968,123	90.1	39,439	85.6	4.07
	平成30年度	171	76.0	561,112	58.0	20,383	51.7	3.63
その他の所得	平成26年度	11,233	98.0	19,284,464	98.4	544,194	98.2	2.82
	平成27年度	10,800	96.1	18,401,650	95.4	518,304	95.2	2.82
	平成28年度	11,008	101.9	18,647,600	101.3	521,171	100.6	2.79
	平成29年度	11,152	101.3	19,009,974	101.9	540,667	103.7	2.84
	平成30年度	10,715	96.1	18,319,322	96.4	519,495	96.1	2.84
分離譲渡所得	平成26年度	645	200.9	6,151,073	233.4	199,827	227.9	3.25
	平成27年度	525	81.4	4,960,304	80.6	176,387	88.3	3.56
	平成28年度	638	121.5	5,736,632	115.7	197,476	112.0	3.44
	平成29年度	539	84.5	5,020,054	87.5	174,886	88.6	3.48
	平成30年度	666	123.6	6,880,662	137.1	243,007	139.0	3.53
合計	平成26年度	68,082	100.1	189,101,266	101.7	6,654,241	101.3	3.52
	平成27年度	68,520	100.6	193,988,483	102.6	6,905,665	103.8	3.56
	平成28年度	69,500	101.4	198,448,160	102.3	7,019,254	101.6	3.54
	平成29年度	70,738	101.8	202,500,183	102.0	7,154,364	101.9	3.53
	平成30年度	71,124	100.5	207,200,536	102.3	7,312,586	102.2	3.53

(備考) 各年度とも課税状況調による。

(4) 所得区分別納税義務者一人当たり所得額の推移



3 平成30年度課税標準額段階別所得の状況

区 分	納 税 義務者数	総所得 金額等	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係る 譲渡所得	上場株式に 係る配当所得	先物取引に 係る雑所得	所得額合計
課税標準額の段階	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下	3,206	2,138,205	928,788	7,604	166,111	32	9,945	3,250,685
10万円を超え 100万円以下	26,231	35,511,000	521,928	9,972	88,420	4,327	2,452	36,138,099
100万円を超え 200万円以下	20,720	51,553,155	237,049	0	325,812	4,192	1,609	52,121,817
200万円を超え 300万円以下	10,965	41,655,701	173,317	105	79,937	5,863	2,409	41,917,332
300万円を超え 400万円以下	5,354	27,233,198	176,850	0	248,285	3,820	223	27,662,376
400万円を超え 550万円以下	2,621	16,758,527	64,327	272	388,647	4,168	0	17,215,941
550万円を超え 700万円以下	772	6,292,395	93,212	0	7,833	1,747	0	6,395,187
700万円を超え 1,000万円以下	561	5,805,066	9,806	2,370	19,749	5,390	0	5,842,381
1,000万円を 超える金額	694	16,447,398	30,948	6,370	149,388	22,614	0	16,656,718
合 計	71,124	203,394,645	2,236,225	26,693	1,474,182	52,153	16,638	207,200,536

(備考) 平成30年度課税状況調による。

4 所得控除の状況

(単位：人、千円)

控除区分	所得控除を行った納税義務者数						所得控除額						
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比	
雑損	14	22	7	7	15	214.3	5,468	8,721	1,450	4,897	5,472	111.7	
医療費	6,716	6,635	6,705	6,842	7,147	104.5	1,187,055	1,184,059	1,209,836	1,218,424	1,280,205	105.1	
社会保険料	65,564	66,130	67,087	68,443	68,992	100.8	32,533,571	33,841,108	35,221,892	36,296,499	37,259,377	102.7	
小規模企業共済等	1,136	1,335	1,387	1,473	2,172	147.5	464,089	502,865	518,509	549,062	662,652	120.7	
生命保険料	53,074	53,259	53,824	54,740	55,188	100.8	2,442,760	2,522,048	2,601,918	2,689,764	2,749,303	102.2	
地震保険料	12,239	12,290	12,480	12,639	12,833	101.5	126,677	123,942	122,364	122,736	123,862	100.9	
障害者	普通	1,718	1,674	1,652	1,655	1,653	99.9	463,060	450,320	442,260	442,000	442,780	100.2
	特別	1,340	1,319	1,281	1,217	1,186	97.5	412,200	402,900	391,200	372,900	364,800	97.8
	同居特加	718	704	683	639	623	97.5	167,900	163,070	158,930	148,120	145,130	98.0
寡婦	一般	495	476	515	519	534	102.9	128,700	123,760	133,900	134,940	138,840	102.9
	特別	703	729	741	762	802	105.2	210,900	218,700	222,300	228,600	240,600	105.2
寡夫	160	158	162	147	153	104.1	41,600	41,080	42,120	38,220	39,780	104.1	
勤労学生	4	8	8	4	7	175.0	1,040	2,080	2,080	1,040	1,820	175.0	
配偶者	一般	12,526	11,954	11,751	11,545	11,028	95.5	4,133,580	3,944,820	3,877,830	3,809,850	3,639,240	95.5
	老配	3,163	3,147	3,109	3,106	3,065	98.7	1,201,940	1,195,860	1,181,420	1,180,280	1,164,700	98.7
配偶者特別	2,032	2,066	2,184	2,163	2,106	97.4	467,420	468,410	497,470	497,620	479,310	96.3	
扶養	一般	5,962	5,937	5,890	5,785	5,679	98.2	2,184,930	2,181,300	2,161,830	2,112,990	2,075,700	98.2
	特定	3,173	3,134	3,063	3,013	2,979	98.9	1,612,350	1,573,200	1,546,200	1,523,700	1,499,400	98.4
	老人	1,122	1,119	1,092	1,113	1,118	100.4	478,420	486,780	475,380	473,480	478,040	101.0
	同居老親	3,317	3,252	3,164	3,009	2,945	97.9	1,642,050	1,606,950	1,557,000	1,473,300	1,438,200	97.6
基礎	68,082	68,520	69,500	70,738	71,124	100.5	22,467,060	22,611,600	22,935,000	23,343,540	23,470,920	100.5	

(備考) 障害者人員は納税義務者の内、障害者控除の対象となった数各年度とも課税状況調による。

5 平成30年度所得区分による課税状況

(単位：人、千円)

区 分		給 与 所 得	営 業 所 得	農 業 所 得	そ の 他	家屋数のみ	合 計
均等割のみを納める者	納税義務者数	2,705	493	50	3,094	11	6,353
	税 額	9,468	1,726	175	10,829	39	22,237
均等割と所得割を納める者	納税義務者数	57,129	2,663	171	11,161	0	71,124
	税 額	6,475,603	359,597	20,982	689,707	0	7,545,889
合 計	納税義務者数	59,834	3,156	221	14,255	11	77,477
	税 額	6,485,071	361,323	21,157	700,536	39	7,568,126
納税者1人当たり税額(円)		108,384	114,488	95,733	49,143	3,545	97,682

(備考) 平成30年度課税状況調による。

6 平成30年度税額控除の状況

(単位：千円)

区 分		算 出 税 額	税 額 控 除	税 額 調 整 額	調 整 控 除 額	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	所得割額
市民税	200万円以下の金	2,736,949	178,063	806	115,497	4,874	2,553,206
	200万円を超え700万円以下	3,744,646	120,327	0	31,020	6,271	3,618,048
	700万円を超え1,000万円以下	278,952	7,289	0	841	491	271,172
	1,000万円を超える金額	895,035	37,317	0	1,040	3,191	854,527
	合 計	7,655,582	342,996	806	148,398	14,827	7,296,953
	前年度合計	7,468,036	313,672	1,263	149,509	8,234	7,144,867
県民税	700万円以下の金	4,320,127	199,303	538	97,674	7,427	4,112,859
	700万円を超え1,000万円以下	185,964	4,900	0	561	330	180,734
	1,000万円を超える金額	596,680	25,376	0	694	2,128	569,176
	合 計	5,102,771	229,579	538	98,929	9,885	4,862,769
	前年度合計	4,977,736	210,139	841	99,665	5,485	4,761,271

(備考) 平成30年度課税状況調による。

7 法人市民税

(1) 納税義務者数の推移

(単位：社、%)

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
9号法人	50億円超 50人超	26	0.57	24	0.53	23	0.55	23	0.52	26	0.58
8号法人	10億円超 50億円以下 50人超	12	0.27	11	0.24	10	0.24	13	0.29	13	0.29
7号法人	10億円超 50人以下	227	5.01	231	5.08	216	5.17	227	5.08	237	5.26
6号法人	1億円超 10億円以下 50人超	30	0.66	31	0.68	32	0.77	34	0.76	31	0.69
5号法人	1億円超 10億円以下 50人以下	172	3.80	172	3.78	157	3.76	168	3.76	170	3.78
4号法人	1千万円超 1億円以下 50人超	53	1.17	54	1.19	54	1.29	57	1.28	61	1.35
3号法人	1千万円超 1億円以下 50人以下	747	16.48	760	16.71	708	16.96	747	16.72	743	16.50
2号法人	1千万円以下 50人超	21	0.46	26	0.57	27	0.65	30	0.67	30	0.67
1号法人	上記以外	3,244	71.58	3,239	71.22	2,948	70.61	3,168	70.92	3,191	70.88
合 計		4,532	100.00	4,548	100.00	4,175	100.00	4,467	100.00	4,502	100.00
前 年 比		100.94		100.35		91.80		106.99		100.78	

(備考) 各年度とも課税状況調による。

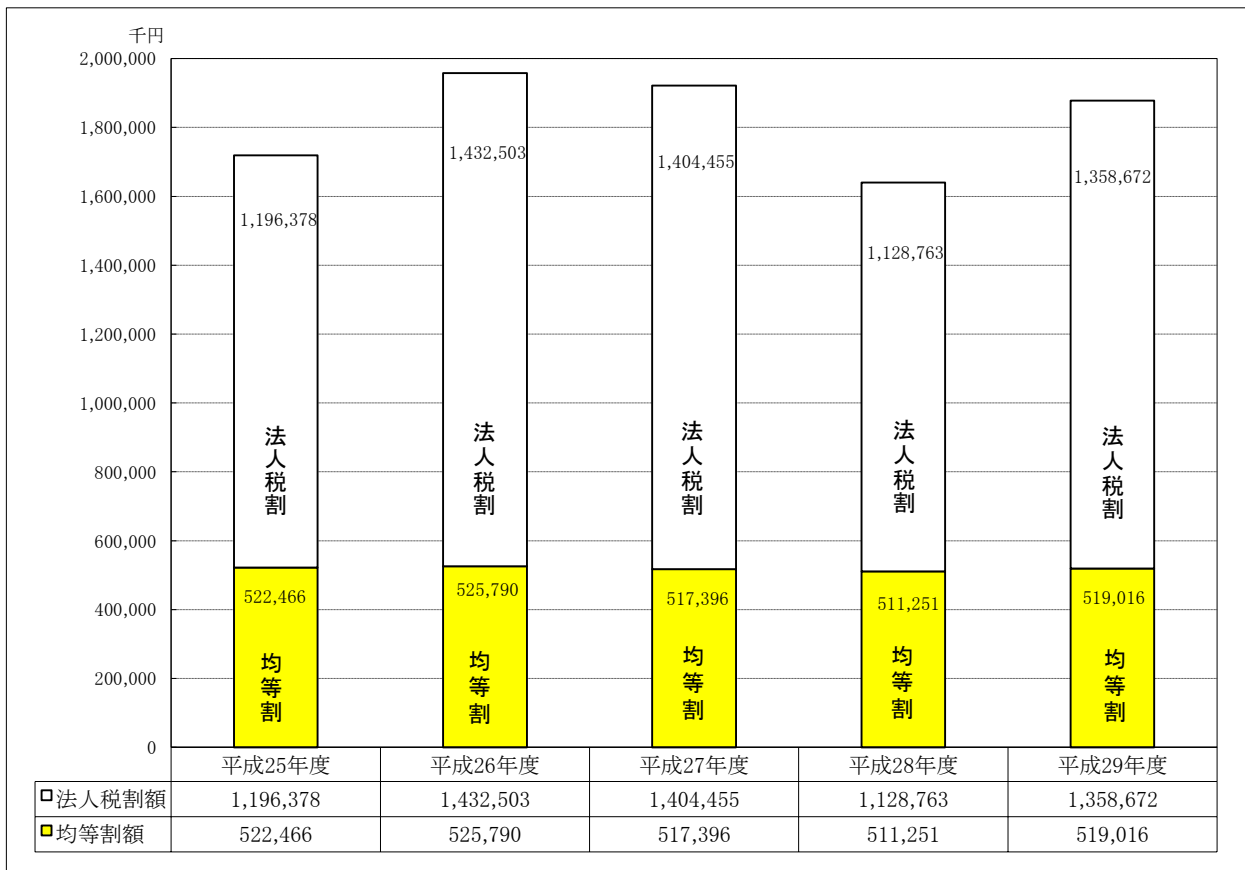
(2) 調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
均等割	522,466	96.56	525,790	100.64	517,396	98.40	511,251	98.81	519,016	101.52
法人税割	1,196,378	99.32	1,432,503	119.74	1,404,455	98.04	1,128,763	80.37	1,358,672	120.37
合 計	1,718,844	98.46	1,958,293	113.93	1,921,851	98.14	1,640,014	85.34	1,877,688	114.49

(備考) 調定額に滞納繰越分は含まない。

法人市民税調定額の推移グラフ



(3) 法人税割月別調定額の推移

(単位：千円、%)

調定月	25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
4月	18,801	59.80	26,930	143.24	36,532	135.66	28,062	76.81	25,629	91.33
5月	109,354	53.17	152,596	139.54	135,694	88.92	121,898	89.83	152,216	124.87
6月	354,339	121.69	419,023	118.25	456,244	108.88	301,783	66.15	360,035	119.30
7月	54,887	143.50	59,143	107.75	112,200	189.71	50,692	45.18	74,624	147.21
8月	85,519	96.95	97,368	113.86	86,738	89.08	83,931	96.76	76,853	91.57
9月	19,336	72.80	20,936	108.27	25,650	122.52	22,477	87.63	31,096	138.35
10月	53,866	95.28	48,379	89.81	42,711	88.28	57,360	134.30	47,800	83.33
11月	335,618	109.17	404,244	120.45	354,294	87.64	305,470	86.22	355,644	116.43
12月	47,081	116.82	53,043	112.66	43,960	82.88	38,509	87.60	58,953	153.09
1月	19,742	152.91	24,392	123.55	17,983	73.72	20,215	112.41	18,730	92.65
2月	26,569	69.50	34,800	130.98	34,196	98.26	32,123	93.94	37,287	116.08
3月	71,266	104.91	91,649	128.60	58,253	63.56	66,243	113.72	119,805	180.86
合 計	1,196,378	99.32	1,432,503	119.74	1,404,455	98.04	1,128,763	80.37	1,358,672	120.37

(4) 業種別調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	調定額	構成比	前年比	調定額	構成比	前年比	調定額	構成比	前年比	調定額	構成比	前年比	調定額	構成比	前年比
農業、林業、 漁業	6,361	0.37	101.52	5,937	0.30	93.33	6,818	0.35	114.84	6,379	0.39	93.56	7,705	0.41	120.79
鉱業	814	0.05	101.50	1,160	0.06	142.51	853	0.04	73.53	916	0.06	107.39	1,708	0.09	186.46
建設業	103,709	6.03	113.70	122,975	6.28	118.58	114,071	5.94	92.76	137,991	8.41	120.97	138,498	7.38	100.37
製造業	651,629	37.91	74.22	823,348	42.04	126.35	814,093	42.36	98.88	530,376	32.34	65.15	788,970	42.02	148.76
電気・ガス 供給業	8,209	0.48	89.00	7,974	0.41	97.14	29,897	1.56	374.93	49,968	3.05	167.13	19,546	1.04	39.12
運輸・通信業	55,348	4.22	92.68	53,432	2.73	96.54	54,305	2.83	101.63	60,856	3.71	112.06	52,000	2.77	85.45
卸・小売業	451,249	26.25	88.59	497,604	25.41	110.27	445,636	23.19	89.56	437,152	26.66	98.10	459,795	24.49	105.18
金融・保険業	165,701	9.64	124.71	184,956	9.44	111.62	200,606	10.44	108.46	164,523	10.03	82.01	149,129	7.94	90.64
不動産業	37,742	2.20	91.70	45,123	2.30	119.56	45,345	2.36	100.49	39,463	2.41	87.03	48,327	2.57	122.46
サービス業	228,808	13.31	85.85	204,236	10.43	89.26	199,061	10.36	97.47	203,455	12.41	102.21	202,153	10.77	99.36
その他	9,274	0.54	86.10	11,548	0.59	124.52	11,165	0.58	96.68	8,935	0.54	80.03	9,857	0.52	110.32
合 計	1,718,844	100.00	85.69	1,958,293	100.00	113.93	1,921,850	100.00	98.14	1,640,014	100.00	85.34	1,877,688	100.00	114.49

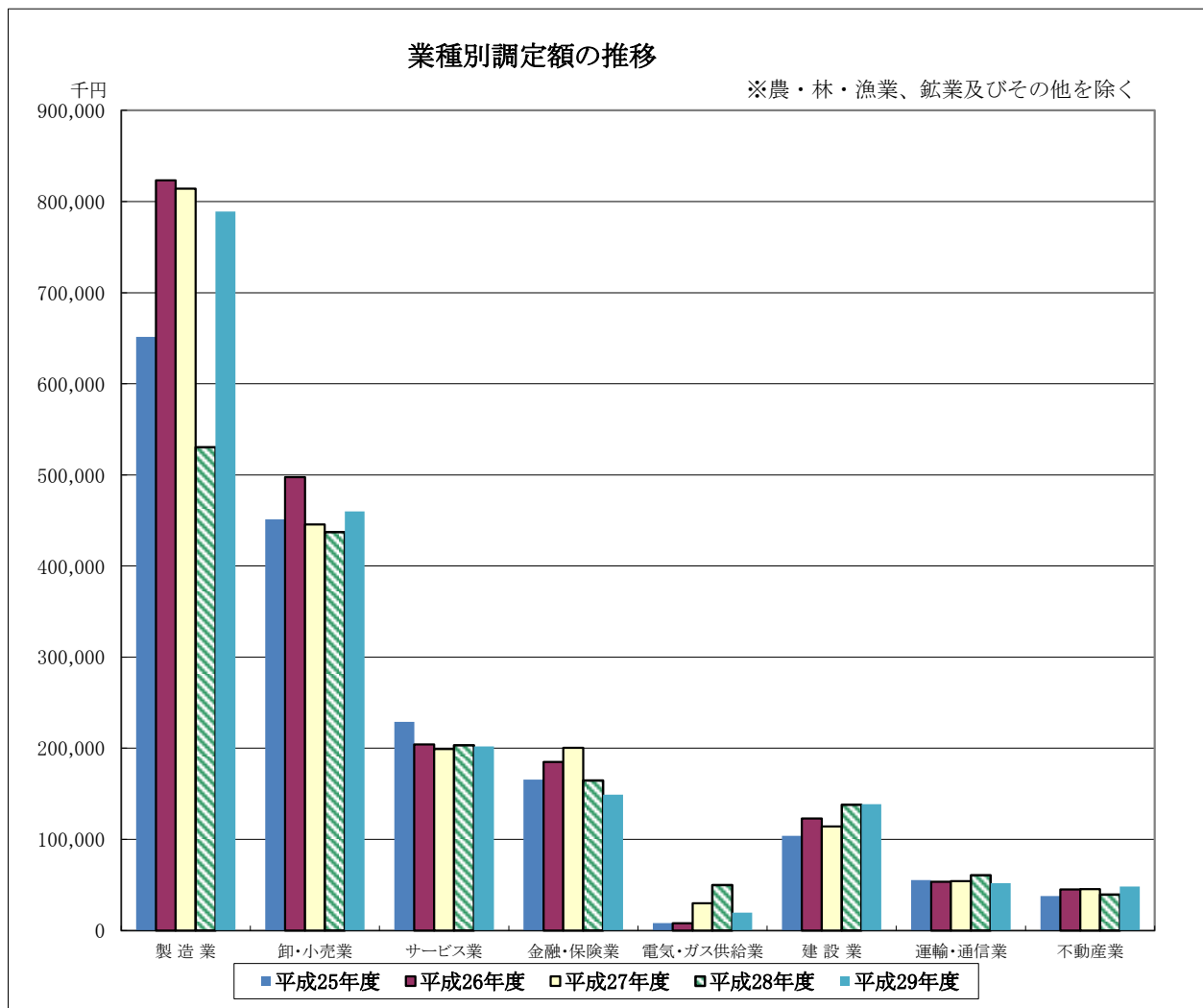
(備考) 調定額に滞納繰越分は含まない。「構成比」は、単位未満四捨五入のため合計が100.00%にならない場合がある。

(5) 業種別調定額の推移

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
製 造 業	651,629	823,348	814,093	530,376	788,970
卸・小売業	451,249	497,604	445,636	437,152	459,795
サービス業	228,808	204,236	199,061	203,455	202,153
金融・保険業	165,701	184,956	200,606	164,523	149,129
電気・ガス供給業	8,209	7,974	29,897	49,968	19,546
建 設 業	103,709	122,975	114,071	137,991	138,498
運輸・通信業	55,348	53,432	54,305	60,856	52,000
不動産業	37,742	45,123	45,345	39,463	48,327

【業種別調定額の推移グラフ】



IV 固定資産税

1 課税状況の推移

(1) 固定資産税調定額等の推移

(単位：人、千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納 税 義 務 者 数	土 地	53,134	53,254	53,429	53,622	53,718
	家 屋	52,971	53,212	53,467	53,749	54,004
	償却資産	1,952	2,063	2,202	2,303	2,407
課 税 標 準 額	土 地	222,855,066	213,079,081	210,266,658	208,285,004	204,049,755
	家 屋	333,696,885	322,516,543	328,188,965	335,128,799	325,362,018
	償却資産	140,871,900	146,117,899	141,638,144	142,255,874	144,903,302
	計	697,423,851	681,713,523	680,093,767	685,669,677	674,315,075
調 定 額	土 地	3,115,655	2,979,046	2,940,089	2,912,326	2,852,974
	家 屋	4,555,157	4,398,685	4,473,147	4,571,242	4,438,345
	償却資産	1,964,858	2,032,191	1,968,176	1,979,875	2,020,413
	計	9,635,670	9,409,922	9,381,412	9,463,443	9,311,732

(備考) 平成30年度は当初調定額、平成29年度以前は最終調定額。滞納繰越分は含まない。

(2) 国有資産等所在市町村交付金・納付金

(単位：人、千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国	件 数	9	9	9	7	7
	交納付金	25,056	26,179	23,039	22,992	22,969
県	件 数	4	4	4	4	4
	交納付金	42,094	46,981	46,851	47,943	53,086
合計	件 数	13	13	13	11	11
	交納付金	67,150	73,160	69,890	70,935	76,054

(備考) 平成30年度は当初調定額、平成29年度以前は最終調定額。

2 土地の概要

(1) 平成30年度 土地の総括

区 分		地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡)	評価総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)
田	一般田	110,506	32,016,483	1,389,346	30,627,137	3,988,472	163,305
	介在田・ 市街化区域田	0	68,719	75	68,644	569,116	362
畑	一般畑	260,029	36,161,006	2,839,770	33,321,236	1,627,794	123,942
	介在畑・ 市街化区域畑	0	132,638	1,225	131,413	874,222	1,545
宅地	小規模住宅用地		11,999,766	182,546	11,817,220	201,600,802	1,393,865
	一般住宅用地		9,614,855	149,414	9,465,441	123,979,114	295,001
	商業地等 (非住宅用地)		11,160,821	48,615	11,112,206	141,057,321	55,349
	計	1,823,608	32,775,442	380,575	32,394,867	466,637,237	1,744,215
塩 田		0					
鉱 泉 地		29	71	0	71	16,448	0
池 沼		214,439	28,843	1,529	27,314	52,303	22
山 林	一般山林	200,615,809	80,153,216	6,262,160	73,891,056	1,836,683	147,317
	介在山林	0	0	0	0	0	0
牧 場		894,391	12,786,713	20,469	12,766,244	258,787	631
原 野		31,089,331	10,880,554	863,322	10,017,232	257,929	21,972
雑種地	ゴルフ場の用地	429,262	1,003,530	0	1,003,530	788,246	0
	遊園地等の用地	157,636	873,114	420	872,694	398,162	150
	鉄 軌 道 用 地 単 体 利 用	16	364,408	16	364,392	2,001,235	81
	鉄 軌 道 用 地 複 合 利 用	0	16,587	0	16,587	285,708	0
	その他の雑種地	1,404,988	5,831,568	639,138	5,192,430	30,388,665	258,575
	計	1,991,902	8,089,207	639,574	7,449,633	33,862,016	258,806
そ の 他		101,947,064					
合 計		338,947,108	213,092,892	12,398,045	200,694,847	509,981,007	2,462,117

(備考) 平成30年度概要調書による。

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点以上 のもの（千円）	左に係る 課税標準額 （千円）	非課税地 筆数 （筆）	評価総筆数 （筆）	法定免税点 未満のもの （筆）	法定免税点 以上のもの （筆）	平均価格 （円/㎡）	最高価格 （円/㎡）
3,825,167	3,823,277	543	34,753	2,203	32,550	125	173
568,754	395,697	0	174	1	173	8,282	21,024
1,503,852	1,503,720	1,312	68,738	6,481	62,257	45	146
872,677	605,917	0	404	6	398	6,591	23,870
200,206,937	33,310,302		90,764	2,518	88,246	16,800	97,178
123,684,113	41,145,485		73,385	1,287	72,098	12,895	67,270
141,001,972	98,104,436		26,273	317	25,956	12,639	99,400
464,893,022	172,560,223	4,354	190,422	4,122	186,300	14,237	99,400
0		0					
16,448	16,448	8	21	0	21	231,662	3,619,879
52,281	39,748	79	70	17	53	1,813	18,692
1,689,366	1,689,363	3,498	46,822	6,134	40,688	23	49
0	0	0	0	0	0	0	0
258,156	258,156	15	48	9	39	20	74
235,957	235,957	2,389	12,380	1,959	10,421	24	130
788,246	551,772	68	123	0	123	785	8,890
398,012	278,338	37	518	5	513	456	5,027
2,001,154	970,882	6	2,245	2	2,243	5,492	7,572
285,708	199,996	0	134	0	134	17,225	53,388
30,130,090	20,987,605	2,679	16,545	2,267	14,278	5,211	50,500
33,603,210	22,988,593	2,790	19,565	2,274	17,291	4,186	53,388
		174,608					
507,518,890	204,117,099	189,596	373,397	23,206	350,191	2,393	

(2) 決定価格等の推移

地目	年度	筆数 (筆)	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり 価格(円)
田	平成26年度	35,342	32,462,998	4,047,276	125
	平成27年度	35,227	32,351,649	4,032,833	125
	平成28年度	35,079	32,221,957	4,015,928	125
	平成29年度	34,927	32,115,174	4,001,611	125
	平成30年度	34,753	32,016,483	3,988,472	125
畑	平成26年度	69,819	36,653,523	1,653,647	45
	平成27年度	69,614	36,560,471	1,648,139	45
	平成28年度	69,349	36,423,030	1,641,281	45
	平成29年度	69,136	36,311,765	1,635,357	45
	平成30年度	68,738	36,161,006	1,627,794	45
宅地	平成26年度	185,706	32,101,368	506,362,133	15,774
	平成27年度	186,860	32,245,515	486,373,467	15,083
	平成28年度	188,259	32,401,842	479,834,950	14,809
	平成29年度	189,270	32,544,313	475,865,932	14,622
	平成30年度	190,422	32,775,442	466,637,237	14,237
山林	平成26年度	47,029	82,625,206	1,911,468	23
	平成27年度	46,954	82,440,755	1,892,573	23
	平成28年度	46,889	81,883,645	1,878,873	23
	平成29年度	46,870	81,803,140	1,876,912	23
	平成30年度	46,822	80,153,216	1,836,683	23
その他	平成26年度	32,490	32,475,211	39,390,062	1,213
	平成27年度	32,607	32,509,211	37,876,955	1,165
	平成28年度	32,650	32,507,078	36,954,152	1,137
	平成29年度	32,644	32,523,651	36,483,186	1,122
	平成30年度	32,662	31,986,745	35,890,821	1,122
合計	平成26年度	370,386	216,318,306	553,364,586	2,558
	平成27年度	371,262	216,107,601	531,823,967	2,461
	平成28年度	372,226	215,437,552	524,325,184	2,434
	平成29年度	372,847	215,298,043	519,862,998	2,415
	平成30年度	373,397	213,092,892	509,981,007	2,393

(備考) 各年度とも概要調書による。

3 家屋の概要

(1) 平成30年度 家屋の総括

区 分		棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)	提示平均価額 (円)
木 造	総 数	84,596	7,757,747	133,179,595	17,167	17,167
	法定免税点未満のもの	4,682	245,773	243,091	989	—
	法定免税点以上のもの	79,914	7,511,974	132,936,504	17,697	—
非木造	総 数	29,671	5,478,459	193,303,109	35,284	35,284
	法定免税点未満のもの	930	23,567	76,588	3,250	—
	法定免税点以上のもの	28,741	5,454,892	193,226,521	35,423	—
合 計	総 数	114,267	13,236,206	326,482,704	24,666	—
	法定免税点未満のもの	5,612	269,340	319,679	1,187	—
	法定免税点以上のもの	108,655	12,966,866	326,163,025	25,154	—
非 課 税 家 屋		835	308,596	(参考) 法定免税点の額 200,000円		

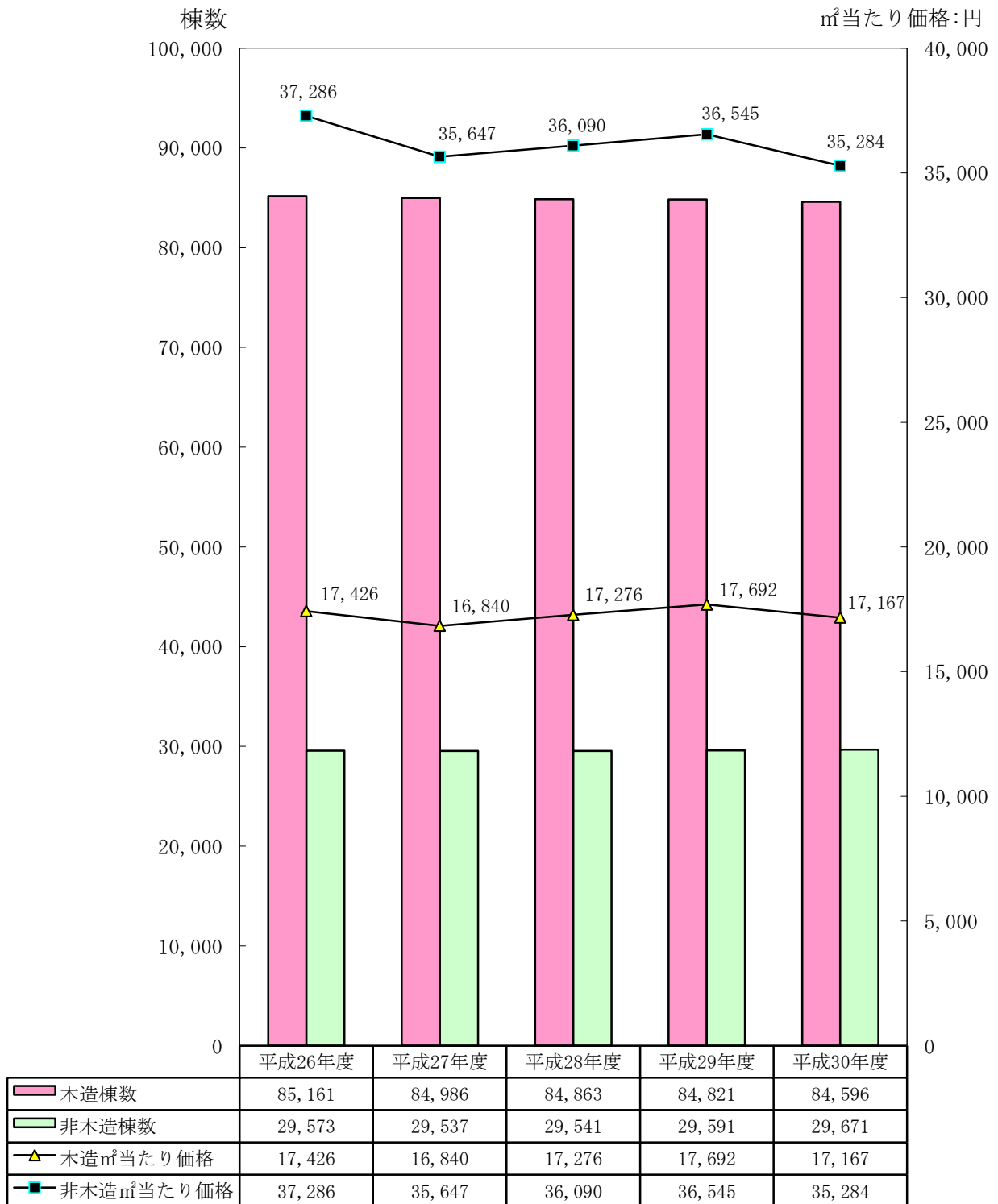
(備考) 平成30年度概要調書による。

(2) 決定価格等の推移

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木 造	棟 数 <small>棟</small>	85,161	84,986	84,863	84,821	84,596
	床面積 <small>㎡</small>	7,659,202	7,681,489	7,707,564	7,734,910	7,757,747
	決定価格 <small>千円</small>	133,466,989	129,354,130	133,153,121	136,843,845	133,179,595
	㎡当たり価格 <small>円</small>	17,426	16,840	17,276	17,692	17,167
非木造	棟 数 <small>棟</small>	29,573	29,537	29,541	29,591	29,671
	床面積 <small>㎡</small>	5,409,738	5,423,525	5,437,687	5,455,776	5,478,459
	決定価格 <small>千円</small>	201,705,357	193,330,796	196,244,723	199,383,305	193,303,109
	㎡当たり価格 <small>円</small>	37,286	35,647	36,090	36,545	35,284
合 計	棟 数 <small>棟</small>	114,734	114,523	114,404	114,412	114,267
	床面積 <small>㎡</small>	13,068,940	13,105,014	13,145,251	13,190,686	13,236,206
	決定価格 <small>千円</small>	335,172,346	322,684,926	329,397,844	336,227,150	326,482,704
	㎡当たり価格 <small>円</small>	25,646	24,623	25,058	25,490	24,666

(備考) 平成30年度概要調書による。

(3) 家屋の棟数と㎡当たり価格の推移

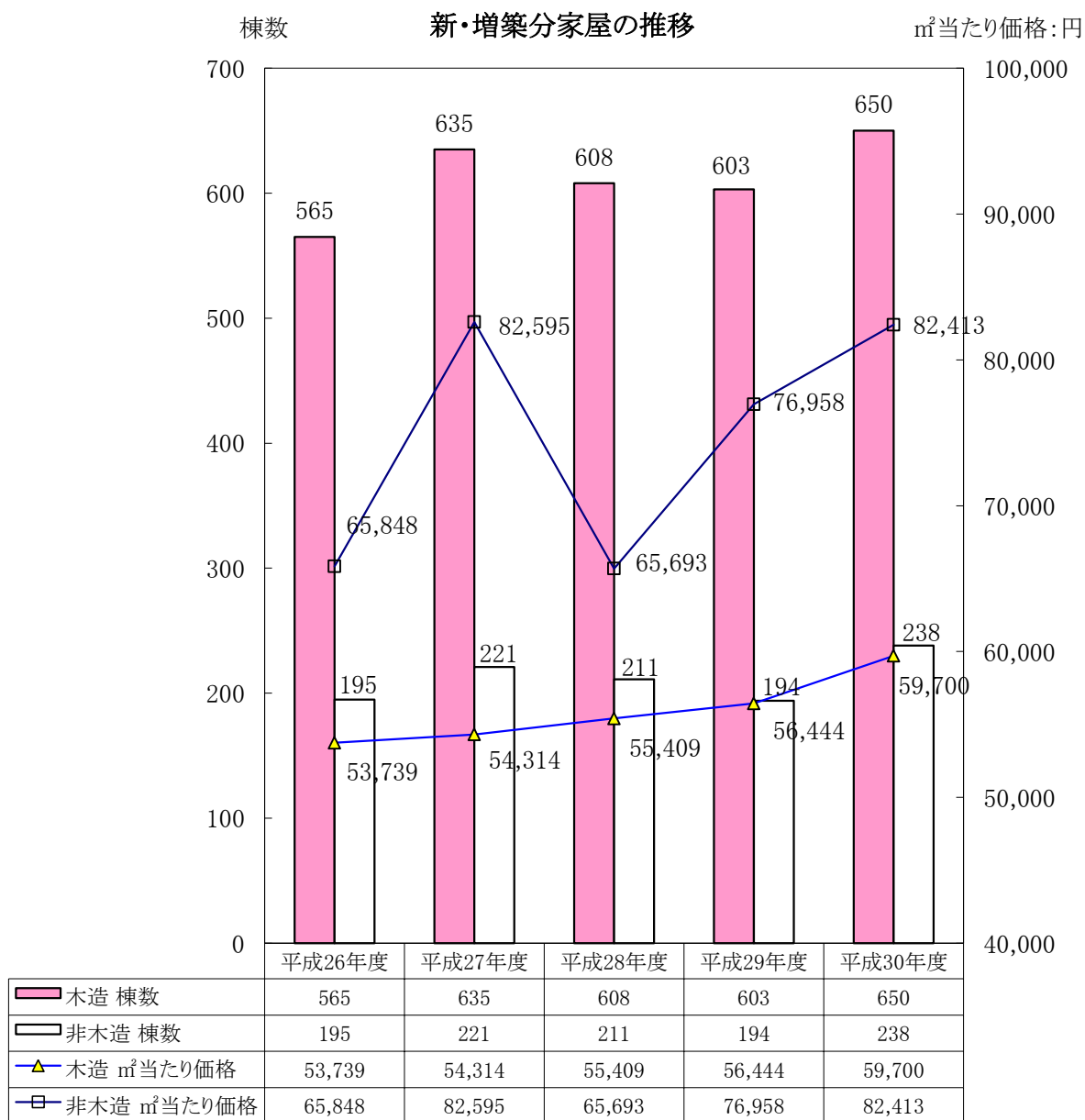


(4) 新・増築分家屋の推移

(単位：棟、円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
木 造	新 築	530	603	574	571	619
	増 築	35	32	34	32	31
	合 計	565	635	608	603	650
	m ² 当たり価格	53,739	54,314	55,409	56,444	59,700
非木造	新 築	184	210	204	187	223
	増 築	11	11	7	7	15
	合 計	195	221	211	194	238
	m ² 当たり価格	65,848	82,595	65,693	76,958	82,413

(備考) 各年度とも概要調書による。



4 償却資産の概要

(1) 平成30年度 償却資産の総括

納税義務者総数	個人	665	参 考 法定免税点の額 1,500,000円
	法人	1,741	
	計	2,406	

(単位：千円)

種 類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			課税標準額の特例 規定の適用を受け る も の	左記以外のもの	
上田市長が 価格等 を決定した もの	構 築 物	22,446,335	22,135,705	265,042	21,870,663
	機 械 及 び 装 置	57,736,967	55,661,746	2,691,707	52,970,039
	船 舶	178	178	—	178
	航 空 機	—	—	—	—
	車 両 及 び 運 搬 具	519,730	468,532	25,599	442,933
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	17,012,883	16,978,280	45,766	16,932,514
	調 整 額	—	—	—	—
小 計	97,716,093	95,244,441	3,028,114	92,216,327	
法 第 三 八 九 条	総務大臣が価格 等を決定し、 配分したもの	83,906,240	48,973,837	—	—
	長野県知事が価格 等を決定し、 配分したもの	2,543,129	2,161,325	—	—
	小 計	86,449,369	51,135,162	—	—
法 第 743 条 第 1 項 の規定により長野県 知事が価格等を 決定したもの	—	—	—	—	
合 計	184,165,462	146,379,603	—	—	
同 上 内 訳	上田市分の額	—	146,379,603	—	—
	長野県分の額	—	—	—	—

(備考) 平成30年度概要調書による。

(2) 課税標準額等の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	18,562,439	13.17	18,750,810	12.89	19,180,133	13.59	19,889,224	14.09	22,135,705	15.12
	機 械 及 び 装 置	46,243,648	32.81	50,845,082	34.95	50,404,249	35.71	52,615,327	37.28	55,661,746	38.03
	船 舶	0	0.00	0	0.00	0	0.00	193	0.00	178	0.00
	航 空 機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	車 両 及 び 運 搬 具	353,940	0.25	439,191	0.30	501,152	0.36	497,446	0.35	468,532	0.32
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	15,578,888	11.05	15,762,561	10.83	16,066,929	11.38	16,487,006	11.68	16,978,280	11.60
	調 整 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	80,738,915	57.28	85,797,644	58.97	86,152,463	61.04	89,489,196	63.41	95,244,441	65.07
法第三八九条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	57,724,429	40.95	57,123,685	39.26	52,225,655	37.00	49,800,261	35.29	48,973,837	33.46
	長野県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,490,153	1.77	2,568,743	1.77	2,755,030	1.95	2,466,585	1.75	2,161,325	1.48
	小 計	60,214,582	42.72	59,692,428	41.03	54,980,685	38.96	52,266,846	37.03	51,135,162	34.93
法第743条第1項の規定により長野県知事が価格等を決定したもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	140,953,497	100.00	145,490,072	100.00	141,133,148	100.00	141,756,042	100.44	146,379,603	100.00	
納税義務者数	個 人	294	15.47	387	19.19	450	20.96	540	24.13	665	27.64
	法 人	1,607	84.53	1,630	80.81	1,697	79.04	1,698	75.87	1,741	72.36
	合 計	1,901	100.00	2,017	100.00	2,147	100.00	2,238	100.00	2,406	100.00

(備考) 各年度とも概要調書による。納税義務者とは、法定免税点以上のもの。

V 諸税・その他

1 軽自動車税

(1) 調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
調 定 額	381,997	391,741	469,399	486,990	507,443
前 年 比	102.8	102.6	119.8	103.8	104.2

(備考) 平成30年度は課税状況調の数値、平成29年度以前は最終調定額

(2) 車種別課税台数の推移

(単位：台)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	7,073	6,752	6,326	5,919	5,598	
	90cc以下	547	537	489	481	473	
	125cc以下	702	755	800	844	854	
	ミニカー	97	101	101	101	99	
軽自動車	二輪車 (250cc以下)	2,263	2,241	2,238	2,214	2,216	
	三 輪 車	8	10	8	8	8	
	乗 用	営業用	2	2	3	3	3
		自家用	38,342	39,783	40,703	41,195	41,990
	貨 物	営業用	276	274	262	267	279
		自家用	18,732	18,578	18,376	18,195	18,052
	雪上車	1	1	1	1	1	
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,417	2,435	2,448	2,472	2,475	
	その他 (電気動力含む)	313	333	342	359	383	
二輪の小型自動車 (250cc超)		2,569	2,607	2,604	2,605	2,619	
合 計 台 数		73,342	74,409	74,701	74,664	75,050	

(備考) 平成30年度は課税状況調の数値、平成29年度以前は最終台数

(3) 非課税、課税免除台数の推移

(単位：台)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
非課税台数	376	375	367	358	350
減免台数	906	956	1,019	1,014	1,034
合 計	1,282	1,331	1,386	1,372	1,384

(備考) 平成30年度は課税状況調の数値、平成29年度以前は最終台数

2 市たばこ税

消費本数と調定額

(単位：千本、千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
消 費 本 数	213,320	208,795	204,495	190,268	
内 訳	旧3級品本数	8,593	8,483	8,215	6,641
	その他本数	204,727	200,312	196,280	183,627
調 定 税 額	1,098,713	1,075,206	1,056,522	988,291	
納税義務者数(実数)	6	7	7	6	

3 鉱産税

納税義務者と調定額

(単位：人、千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調 定 額	1	0	0	1
納税義務者数	1	1	1	1

4 入湯税

入湯客数と調定額

(単位：人、千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
入湯客数	宿 泊	298,929	312,023	350,339	326,997
	日 帰 り	18,532	20,685	21,561	20,526
	計	317,461	332,708	371,900	347,523
調 定 額	45,766	47,838	53,629	50,076	
特別徴収義務者数	63	62	60	58	

5 都市計画税

納税義務者と調定額

(単位：人、千円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
納 税 義 務 者 数	土 地	45,770	45,925	46,122	46,325	46,502
	家 屋	46,820	47,068	47,320	47,594	47,830
課 税 標 準 額	土 地	279,487,342	267,129,367	263,449,494	260,929,023	255,269,158
	家 屋	299,363,183	290,351,722	295,691,800	302,086,867	293,806,412
	計	578,850,525	557,481,089	559,141,294	563,015,890	549,075,570
調 定 額	土 地	559,693	534,941	527,587	522,529	511,208
	家 屋	593,226	575,350	586,062	598,700	583,472
	計	1,152,919	1,110,291	1,113,649	1,121,229	1,094,680

(備考) 平成30年度は当初調定額。平成29年度以前は、最終調定額。滞納繰越分は含まない。

6 特別土地保有税

昭和48年に土地投機の抑制と土地供給の促進を目的に創設。平成15年度から課税停止。

7 国民健康保険税

加入世帯と調定額

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
調 定 額 (千円)	3,447,311	3,319,310	3,238,816	3,091,766	2,975,791
加入世帯数 (世帯)	23,328	23,536	22,992	22,431	21,802
加入率 (%)	35.4	35.5	34.5	33.4	32.2
被保険者数 (人)	38,797	38,882	37,329	35,511	34,267
加入率 (%)	24.3	24.3	23.4	22.4	21.6

(備考) 平成30年度は当初調定の数値。平成29年度以前は、最終調定の数値。滞納繰越分は含まない。

8 証明、閲覧関係

(1) 証明閲覧手数料徴収基準

区 分	手数料	備 考
所得及び税額証明	1件 300円	年度の異なるごとに1件とする。
固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明	1件 300円	証明用紙1枚について1件とする。
名寄帳及び公簿、地籍図の閲覧	1件 300円	公簿は1冊、土地図面は1枚、名寄帳は1人分を1件とする。
納税に関する証明	1件 300円	年度の異なるごとに1件とする。
登録免許税に関する証明	1件 1,300円	
その他の証明	1件 300円	

(2) 諸証明取扱状況

(単位：件)

区 分	所得及び税額証明	公簿書類又は土地図面の証明	名寄帳及び公簿、地籍図の閲覧	登録免許税特例証明	納 税 証 明		合 計
					一 般 用	車 検 用	
平成25年度	22,920	1,563	7,810	658	3,139	8,632	44,722
平成26年度	27,538	1,634	6,040	596	3,827	8,151	47,786
平成27年度	29,487	1,640	5,785	610	3,306	8,253	49,081
平成28年度	29,646	1,840	6,369	609	4,115	8,240	50,819
平成29年度	29,954	1,689	5,782	671	3,336	5,690	47,122

(3) 固定資産税台帳縦覧・閲覧者数等の推移

(単位：人、件)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
縦覧閲覧者数	653	563	571	570	572
審査申出件数	0	1	0	0	2

9 税率と納期

<平成30年度の税率>

税 目		税 率					納 期	
市民税	個人	均等割	3,500円(平成26年度から10年間500円加算)				6月、8月	
		所得割	6%				10月、1月	
	法人	均等割	資本等金額		従業者数	円		
			⑨ 50億円超		50人超	3,600,000		
			⑧ 10億円超 50億円以下		50人超	2,100,000		
			⑦ 10億円超		50人以下	492,000		
			⑥ 1億円超 10億円以下		50人超	480,000		
			⑤ 1億円超 10億円以下		50人以下	192,000		
			④ 1千万円超 1億円以下		50人超	150,000		
			③ 1千万円超 1億円以下		50人以下	130,000		
	法人税割	11.1%						
固定資産税		1.4%				4月、7月 12月、2月		
		免税点 (課税標準額)	土地 家屋	30万円 20万円				
			償却資産	150万円				
軽自動車税	原動機付 自 転 車	種 別				円	5月	
		50cc以下				2,000		
	90cc以下				2,000			
	125cc以下				2,400			
	ミニカー				3,700			
	二 輪 車 (250cc以下)				3,600			
	軽自動車	三 輪 車 ※			経年重課 (13年経過車)	H27.3.31 以前登録車		H27.4.1 以降登録車
					4,600	3,100		3,900
		四 輪 ※	乗 用	営業用	8,200	5,500		6,900
				自家用	12,900	7,200		10,800
			貨 物	営業用	4,500	3,000		3,800
	自家用	6,000		4,000	5,000			
	※ 一定の環境性能を有する対象車は、新規登録した年度分に限り、 グリーン化特例(軽課)が適用されます。							
雪上車				3,600				
小型特殊 自 動 車	農耕作業用				2,400			
	その他(電気動力含む)				5,900			
二輪小型	二輪の小型自動車(250cc超)				6,000			
市たばこ税		1,000本につき 5,262円 ・ 旧3級品 3,355円				翌月		
鉦 産 税		100分の1 (当月の鉦物価格の合計額が、200万円以下である 場合の税率は、100分の0.7)				翌月		
入 湯 税		宿泊 150円 日帰り 50円				翌月		
都市計画税		0.2%				4月、7月 12月、2月		
国民健康 保険税	区 分	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額		
	医 療 分	7.35%	13%	22,500円	22,500円	54万円		
	支 援 分	2.1%	-	6,000円	6,000円	19万円		
	介 護 分	2.5%	-	6,000円	6,000円	16万円		

10 税務機構及び事務分掌

(平成30年5月1日現在)

区分	課名	係名	部長	課長	係長	担当幹	主査	主任	主事	嘱託	計	事務分掌	
財政部	税務課			1							1	課内統括	
		諸税係			※ 1		1	1				3	法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税・鉱産税の賦課、臨時運行許可、予算、税務統計、税務証明
		市民税係			※ 1		4	2	9			16	個人市県民税の賦課、調査、申告指導、税務証明
		土地係			※ 1		2	3	5			11	固定資産税・都市計画税の賦課、国有資産等交付金、調査、土地評価、減免、土地の異動処理、地籍図・土地家屋現況図の修正整備
		家屋係			※ 1		1	1	5			8	固定資産税・都市計画税の賦課、家屋の調査、評価、減免、家屋の異動処理、償却資産事務
		計			1	4	8	7	19			39	
	収納管理課				1							1	課内統括
		管理係			※ 1			2	2			5	市税等の収納管理、口座振替、納税証明、過誤納金の充当・還付、予算、県民税の払込み
		収納担当			※ 2 1		5	1	5	1		15	市税等の納税相談、滞納金の徴収、滞納処分、徴収猶予、不納欠損、執行停止
		特別滞納係			※ 1		2		1	2		6	収納特別対策、公売の実施
		計			1	5	7	3	8	3		27	
	収納管理センター			(1)								(1)	センター統括
		(収納管理課)			(1)	(5)		(7)	(3)	(8)		(24)	収納推進本部等の運営、市税・各種料金・使用料・負担金等の窓口収納、市税・介護保険料・保育料等の滞納に係る財産調査、差押、公売、滞納対策全般についての技術及び知識の提供、指導、助言等
		計		1	1	5	7	3	8			25	
	合計(収納管理センターを除く)				2	9	15	10	27	3		66	
福祉部	国保年金課			1							1	課内統括	
		国民健康保険担当			※ 1 1 ※ (1)		2	2	7			14	国保税の賦課、資格の得喪管理、国保給付、レセプト審査、保健事業
		計		1	3	2	2	7			15		

「※」は課長補佐 () 書きは、兼務職員数

11 市税の徴収に要する経費

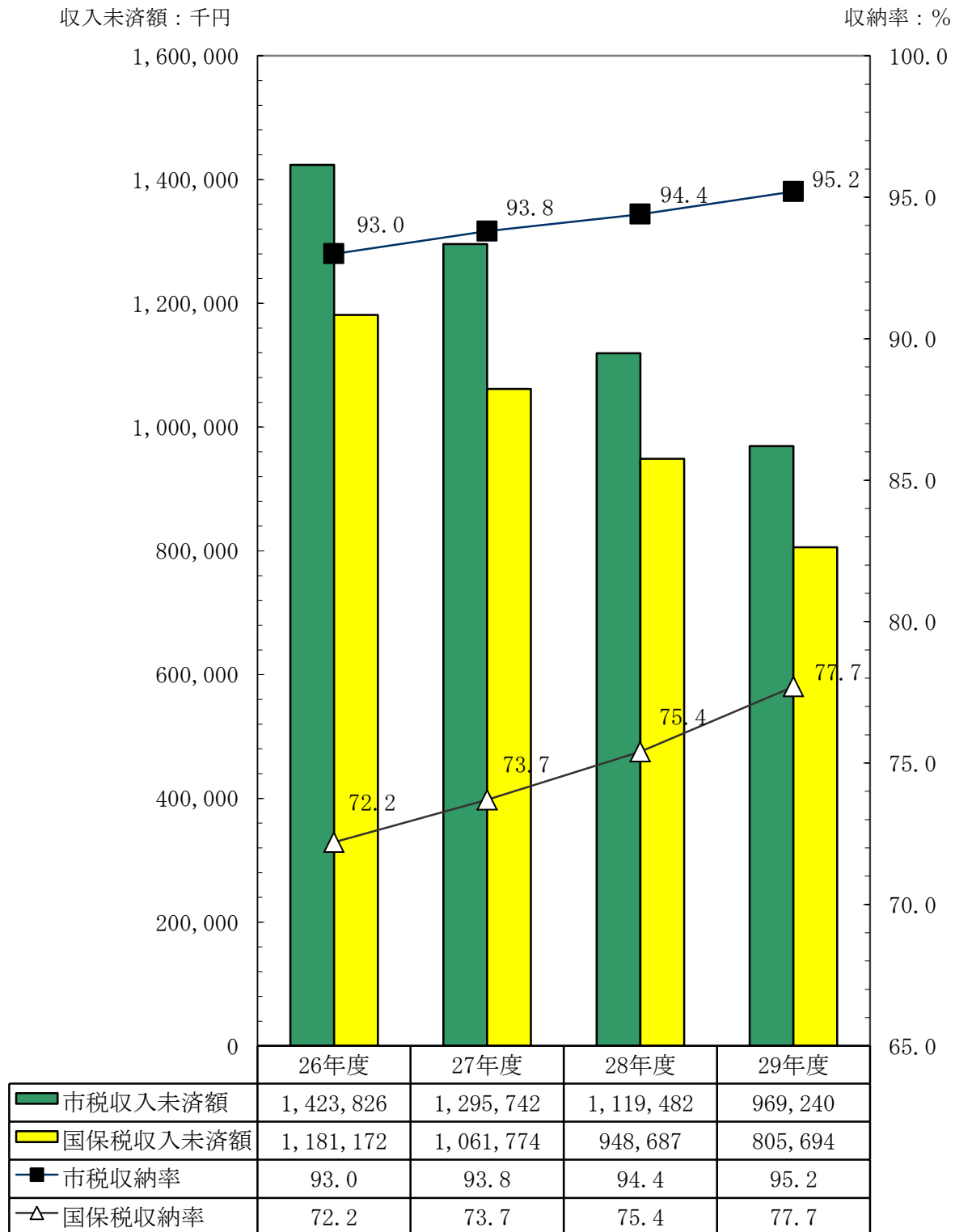
(単位：千円、%)

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度(見込)		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
税 収 入 額	市 税	21,393,658	82.1	21,307,923	81.6	21,186,787	81.3	21,600,235	81.2	21,109,894	81.2	
	個 人 県 民 税	4,655,212	17.9	4,805,770	18.4	4,881,098	18.7	4,994,719	18.8	4,896,531	18.8	
	計	26,048,870	100.0	26,113,693	100.0	26,067,885	100.0	26,594,954	100.0	26,006,425	100.0	
市 税 及 び 個 人 県 民 税 に 係 る 徴 収 費	人 件 費	基 本 給	233,574	40.0	230,529	39.1	219,223	35.5	216,411	37.3	230,436	37.1
		諸 手 当	133,939	22.9	127,022	21.5	119,957	19.4	131,327	22.6	133,301	21.5
		超 過 勤 務 手 当	25,783	—	21,661	—	21,277	—	30,661	—	24,500	—
		税 務 特 別 手 当	255	—	123	—	151	—	165	—	350	—
		そ の 他 の 手 当	107,901	—	105,238	—	98,529	—	100,501	—	108,451	—
		そ の 他	82,823	14.2	78,076	13.2	69,996	11.3	73,233	12.6	79,921	12.9
		小 計	450,336	77.1	435,627	73.8	409,176	66.2	420,971	72.6	443,658	71.5
	需 用 費	旅 費	80	0.0	86	0.0	24	0.0	19	0.0	282	0.0
		賃 金	18,403	3.2	19,412	3.3	23,032	3.7	21,511	3.7	24,432	3.9
		そ の 他	111,275	19.1	130,685	22.2	181,898	29.4	133,338	23.0	147,628	23.8
		小 計	129,758	22.2	150,183	25.5	204,954	33.2	154,868	26.7	172,342	27.8
	報 償 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納 期 前 納 付 の 金 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		納 税 奨 励 金 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		そ の 他	299	0.1	300	0.1	223	0.0	220	0.0	225	0.0
小 計		299	0.1	300	0.1	223	0.0	220	0.0	225	0.0	
そ の 他	そ の 他	3,458	0.6	3,623	0.6	3,717	0.6	3,865	0.7	4,072	0.7	
合 計		583,851	100.0	589,733	100.0	618,070	100.0	579,924	100.0	620,297	100.0	
県 民 税 徴 収 取 扱 費	納 税 通 知 書 に よ る 金 額	229,653	100.0	230,379	100.0	233,673	100.0	236,832	100.0	232,347	100.0	
	徴 収 に よ る 金 額	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	
	報 償 金 額 に 相 当 す る 金 額	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	
	計	229,653	100.0	230,379	100.0	233,673	100.0	236,832	100.0	232,347	100.0	
市 税 に 係 る 徴 収 費		354,198	—	359,354	—	384,397	—	343,092	—	387,950	—	
市 税 及 び 個 人 県 民 税 に 係 る 徴 収 費 (百 円 当 た り : 円)		2.2	—	2.3	—	2.4	—	2.2	—	2.4	—	
市 税 に 係 る 徴 収 費 (百 円 当 た り : 円)		1.7	—	1.7	—	1.8	—	1.6	—	1.8	—	

(備考) 平成30年度は課税状況調の数値、平成29年度以前は最終値。

VI 収納関係

1 収納率と収入未済額の推移



2 納付状況

(1) 口座振替、自主納付(予定者)の推移

(件数は年度ごとの振替結果の集計)

区 分		期別調定件数 の合計(件)	口 座 振 替		自 主 納 付		
税 目	年 度		依 頼 件 数	率 (%)	件 数	率 (%)	
3 税	市県民税 (普通徴収)	26年度	94,432	46,292	49.0	48,140	51.0
		27年度	91,440	43,578	47.7	47,862	52.3
		28年度	91,691	43,058	47.0	48,633	53.0
		29年度	88,982	41,442	46.6	47,540	53.4
	固定資産税 (都市計画税含)	26年度	272,052	195,047	71.7	77,005	28.3
		27年度	272,583	194,944	71.5	77,639	28.5
		28年度	273,358	194,937	71.3	78,421	28.7
		29年度	273,865	194,575	71.0	79,290	29.0
	軽自動車税	26年度	73,314	19,311	26.3	54,003	73.7
		27年度	74,377	18,790	25.3	55,587	74.7
		28年度	74,702	18,319	24.5	56,383	75.5
		29年度	74,664	17,715	23.7	56,949	76.3
	合 計	26年度	439,798	260,650	59.3	179,148	40.7
		27年度	438,400	257,312	58.7	181,088	41.3
		28年度	439,751	256,314	58.3	183,437	41.7
		29年度	437,511	253,732	58.0	183,779	42.0
国民健康保険税	26年度	187,365	120,813	64.5	66,552	35.5	
	27年度	181,396	116,898	64.4	64,498	35.6	
	28年度	174,598	112,010	64.2	62,588	35.8	
	29年度	167,376	107,369	64.1	60,007	35.9	

(2) 口座振替による納付状況

(単位：店、人、千円、%)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
協力店舗数		414	425	454	450	450	
新規契約者数		6,874	6,749	6,944	6,592	6,555	
3 税	取扱税額	市民税(普通徴収)	1,583,293	1,643,716	1,676,341	1,671,027	1,587,924
		固定資産税・都市計画税	5,989,674	6,022,093	6,035,321	6,080,226	6,413,492
		軽自動車税	88,434	87,095	85,182	100,011	100,062
		合 計	7,661,401	7,752,904	7,796,844	7,851,264	8,101,478
	収入済額	市民税(普通徴収)	1,641,214	1,699,180	1,733,568	1,721,878	1,703,812
		固定資産税・都市計画税	10,288,698	10,557,505	10,313,714	10,318,614	10,421,676
		軽自動車税	363,190	374,072	384,425	460,015	478,191
		合 計	12,293,102	12,630,757	12,431,707	12,500,507	12,603,679
	占 有 率		62.32	61.38	62.72	62.81	64.28
	国 保 税	取 扱 税 額	2,259,694	2,159,835	2,054,561	1,996,950	1,884,020
収 入 済 額		3,075,204	2,903,871	2,775,479	2,690,459	2,831,150	
占 有 率		73.48	74.38	74.03	74.22	66.55	

(3) 平成29年度税目別の口座振替依頼状況

(単位：件、千円、%)

区 分	振 替				再 振 替			
	依頼金額	振替金額	振替金額	振替率	依頼金額	再振替金額	再振替率	
3 税	市県民税(普徴)	1,628,367	1,620,435	1,544,155	94.8	71,200	43,769	61.5
	固定・都計税	6,618,172	5,984,698	6,307,318	95.3	180,764	106,175	58.7
	軽自動車税	102,705	97,497	97,699	95.1	6,018	2,362	39.2
	合 計	8,349,244	7,702,630	7,949,172	95.2	257,982	152,306	59.0
国民健康保険税		1,940,928	1,943,384	1,837,048	94.6	100,919	46,972	46.5

(4) 口座振替手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3 税	件 数	278,793	276,589	271,552	268,126	264,703
	金 額	2,946,057	3,017,063	2,963,084	2,910,725	2,875,664
国民健康保険税	件 数	134,737	131,594	126,522	118,759	113,651
	金 額	1,424,606	1,437,672	1,392,742	1,298,085	1,244,026

(5) 郵便振替手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市 税 等	件 数	4,511	4,166	4,597	5,286	4,774
	金 額	135,330	124,980	137,910	158,580	143,220

(備考) 窓口支払手数料を除く。

(6) コンビニ収納手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3 税	件 数	94,498	98,861	103,050	106,885	113,222
	金 額	5,407,647	5,818,957	6,056,282	6,291,838	6,664,288
国民健康保険税	件 数	35,656	35,491	36,500	36,556	37,834
	金 額	2,040,410	2,088,994	2,148,383	2,151,681	2,226,862

3 督促関係

(1) 督促状の発付状況

(単位：件、%)

区 分		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合
個 人 市県民税	普通徴収	20,451	21.0	19,385	20.4	18,440	20.0	17,292	18.8	16,504	18.4
	特別徴収	1,138	2.5	1,051	2.3	1,129	2.3	1,042	2.1	1,147	2.2
法人市民税		348	5.9	371	4.6	305	5.1	314	5.2	300	4.9
固定資産税		22,951	8.4	22,424	8.2	22,201	8.1	22,546	8.2	21,060	7.7
軽自動車税		9,838	13.6	9,230	12.6	9,542	12.8	9,135	12.2	8,847	11.8
合 計		54,726	11.1	52,461	10.6	51,617	10.4	50,329	10.1	47,858	9.6
国民健康保険税		34,249	17.9	32,549	17.5	30,472	16.9	28,943	16.7	26,677	16.7

(2) 督促手数料及び延滞金の収入状況

(単位：円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
督促手数料	一般会計分	5,148,100	4,769,650	4,767,200	4,733,618	4,983,447
	国保会計分	2,874,549	2,718,853	2,587,781	2,540,300	2,818,700
延 滞 金	一般会計分	26,687,300	26,642,401	31,717,725	31,517,758	36,377,228
	国保会計分	13,647,013	15,206,435	16,848,950	19,773,655	24,182,964

4 滞納処分、差押等

(1) 税目別滞納の内訳

(単位：人・件、千円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	構成比
個人市民税	滞納者数	5,668	5,219	4,999	4,614	3,867	46.6
	収入未済額	515,893	432,157	409,275	362,922	305,036	31.5
法人市民税	滞納者数	204	188	183	152	143	1.7
	収入未済額	46,505	43,367	41,524	36,975	33,718	3.5
固定資産税 都市計画税	滞納者数	3,606	3,560	3,328	3,245	2,710	32.6
	収入未済額	1,063,900	922,889	821,915	696,468	604,090	62.3
軽自動車税	滞納者数	2,231	2,134	1,946	1,761	1,578	19.0
	収入未済額	25,814	23,865	22,402	22,882	22,491	2.3
市たばこ税	滞納者数	0	0	0	0	0	0.0
	収入未済額	0	0	0	0	0	0.0
入 湯 税	滞納者数	1	2	3	2	4	0.1
	収入未済額	1,583	1,548	625	235	3,905	0.4
合 計	滞納者数	11,710	11,103	10,459	9,774	8,302	100.0
	収入未済額	1,653,695	1,423,826	1,295,741	1,119,482	969,240	100.0

(2) 滞納処分執行停止状況

(単位：人、件、円)

区 分	26 年 度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	人 員	件 数	金 額	人 員	件 数	金 額	人 員	件 数	金 額	人 員	件 数	金 額	
市 税	個人市民税	669	3,772	58,287,490	609	1,858	26,078,679	332	1,925	29,392,829	151	1,353	23,897,366
	法人市民税	31	82	5,210,816	46	57	3,788,900	10	32	1,578,600	11	19	2,176,759
	固定資産税 都市計画税	422	4,423	157,590,339	1,166	4,094	77,271,490	225	2,829	80,691,056	234	2,322	48,260,547
	軽自動車税	235	748	3,276,300	380	488	1,951,838	81	478	2,264,600	122	340	1,724,900
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1,357	9,025	224,364,945	2,201	6,497	109,090,907	648	5,264	113,927,085	518	4,034	76,059,572
国民健康保険税	749	10,765	157,490,206	1,165	6,733	97,372,606	221	7,537	99,151,034	421	5,831	67,467,299	
個人県民税	669	3,772	38,620,900	609	1,858	17,287,488	332	1,925	19,483,618	151	1,353	15,840,842	

(3) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、円)

区 分	26 年 度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	人 員	件 数	金 額	人 員	件 数	金 額	人 員	件 数	金 額	人 員	件 数	金 額	
市 税	個人市民税	1,095	3,715	58,803,692	851	2,448	34,170,916	865	2,314	39,826,025	795	2,217	30,763,482
	法人市民税	41	68	4,673,888	34	40	2,497,500	37	43	2,332,728	26	48	3,591,459
	固定資産税 都市計画税	781	3,867	117,260,245	1,259	3,938	72,147,486	1,036	3,013	86,393,352	587	3,390	8,113,729
	軽自動車税	465	806	3,393,793	398	515	2,246,008	397	563	2,464,176	268	515	2,282,900
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	2,382	8,456	184,131,618	2,542	6,941	111,061,910	2,335	5,933	131,016,281	1,676	6,170	44,751,570
国民健康保険税	1,561	10,529	152,434,322	1,823	7,842	120,993,016	1,788	7,809	108,002,534	967	7,292	92,524,172	
個人県民税	1,095	3,715	38,962,932	851	2,448	22,651,808	865	2,314	26,399,466	795	2,217	20,392,177	

(4) 財産の差押と解除の状況

(単位：件、円)

区 分	差 押		解 除		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成 26 年度	動産	2	4,089,636	4	1,073,600
	不動産	47	51,679,661	160	102,834,178
	預貯金	433	115,158,119	445	119,907,800
	生命保険	280	200,881,623	342	148,266,940
	その他の債権	298	168,772,608	264	80,665,591
	合 計	1,060	540,581,647	1,215	452,748,109
	差押に伴う収入額				392,836,364
平成 27 年度	動産	0	0	2	1,627,000
	不動産	24	51,504,601	103	59,602,374
	預貯金	331	106,185,900	316	95,447,137
	生命保険	176	109,369,166	207	87,968,530
	その他の債権	306	244,295,224	273	118,793,746
	合 計	837	511,354,891	901	363,438,787
	差押に伴う収入額				356,529,544
平成 28 年度	動産	3	7,084,000	3	3,031,587
	不動産	29	28,818,342	89	32,188,326
	預貯金	557	134,072,056	486	107,620,978
	生命保険	118	111,788,430	134	62,252,539
	その他の債権	375	186,645,837	355	133,034,125
	合 計	1,082	468,408,665	1,067	338,127,555
	差押に伴う収入額				338,797,626
平成 29 年度	動産	4	7,416,000	1	2,462,500
	不動産	33	36,094,408	80	62,635,081
	預貯金	570	120,948,217	598	112,619,497
	生命保険	118	66,193,257	174	62,992,869
	その他の債権	623	236,351,991	476	116,597,027
	合 計	1,348	467,003,873	1,329	357,306,974
	差押に伴う収入額				316,904,241

(5) 差押現在高

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
動 産	9	8,236,497
不 動 産	282	142,313,914
預 貯 金	33	13,848,551
生 命 保 険	174	51,459,274
その他の債権	499	194,109,800
合 計	997	409,968,036

※平成30年3月31日現在。 ※参加差押を含む。

(6) 交付要求等の状況

(単位：件、千円)

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
交 付 要 求	153	68,495	113	63,360	136	65,897	152	42,187	149	87,321
配 当	15	4,367	20	9,027	41	3,224	65	5,150	49	7,644
解除又は終了	173	59,946	100	33,267	102	39,578	110	37,357	149	58,134
一 部 納 付	257	22,329	185	10,934	167	8,451	170	8,859	238	10,975

(7) 交付要求現在高

(各年3月31日現在、単位：件、円)

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件 数	173	88	115	140	109
金 額	42,532,401	39,942,392	53,537,425	56,230,645	61,854,823

(8) 公売処分の実施状況

(単位：件、円、回、人)

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
動 産	2	360,000	0	0	0	0	0	0	1	797,000
不 動 産	2	5,650,000	2	0	0	0	0	0	1	800,000
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	6,010,000	2	0	0	0	0	0	2	1,597,000
回 数	6		2		0		0		2	
延参加者数	49		0		0		0		15	

(9) 催告書発送数

(単位：件)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通 数	15,486	10,473	11,967	10,356	19,797

5 個人県民税関係

(1) 平成29年度個人県民税徴収取扱費の状況

(単位：円)

区 分	1 期	2 期	3 期	4 期	合 計
平成29年度	150,219	236,952,476	5,885,209	833,975	243,821,879
納税義務者数 × 3,000円	△6,000	231,744,000	4,941,000	153,000	236,832,000
払込金額 × 7/100	△22,805	3,720	2,554	6,180	△10,351
過誤納金 × 按分率	177,111	3,460,800	940,114	672,722	5,250,747
還付加算金 × 按分率	1,913	13,992	0	2,073	17,978
配当割額、株式等譲渡所得割額控除による還付・充当額	0	1,729,964	1,541	0	1,731,505
平成28年度	210,993	233,880,617	5,973,212	1,581,111	241,645,933
平成27年度	397,017	231,822,922	5,635,923	869,493	238,725,355
平成26年度	384,777	231,685,526	6,618,350	1,426,570	240,115,223
平成25年度	485,464	228,634,789	6,272,929	1,361,908	236,755,090

(2) 平成29年度までの個人県民税の取扱状況

(単位：件、円)

区 分	県 民 税		徴収金総額 市県民税	県民税払 込金額	市民税収入額 (差 引)	市民税調定額累計 (参 考)	
	件 数	調定額累計					
平成25年度	本税現年	142,884	4,573,801,700	11,275,311,435	4,486,671,926	6,788,639,509	6,921,161,900
	本税滞繰	32,605	372,669,072	230,200,881	91,601,534	138,599,347	587,778,014
	延滞金	3,059	7,766,672	19,518,177	7,766,672	11,751,505	
	合 計	178,548	4,954,237,444	11,525,030,493	4,586,040,132	6,938,990,361	7,508,939,914
平成26年度	本税現年	141,701	4,643,727,800	11,466,968,762	4,569,931,060	6,897,037,702	7,009,580,000
	本税滞繰	28,074	323,796,787	213,987,815	85,280,563	128,707,252	513,993,798
	延滞金	2,627	8,509,215	21,351,508	8,509,215	12,842,293	
	合 計	172,402	4,976,033,802	11,702,308,085	4,663,720,838	7,038,587,247	7,523,573,798
平成27年度	本税現年	140,482	4,813,546,700	11,865,015,635	4,729,869,832	7,135,145,803	7,261,988,100
	本税滞繰	25,577	273,055,868	190,397,029	75,899,871	114,497,158	431,289,880
	延滞金	2,828	6,520,625	16,357,181	6,520,625	9,836,556	
	合 計	168,887	5,093,123,193	12,071,769,845	4,812,290,328	7,259,479,517	7,693,277,980
平成28年度	本税現年	142,173	4,877,196,100	12,047,421,069	4,802,463,460	7,244,957,609	7,358,236,645
	本税滞繰	24,149	257,574,749	197,262,143	78,634,608	118,627,535	408,360,605
	延滞金	3,501	7,854,911	19,704,770	7,854,911	11,849,859	
	合 計	169,823	5,142,625,760	12,264,387,982	4,888,952,979	7,375,435,003	7,766,597,250
平成29年度	本税現年	141,535	4,974,420,500	12,325,622,441	4,913,362,873	7,412,259,568	7,504,635,100
	本税滞繰	21,500	226,688,746	204,088,419	81,355,766	122,732,653	362,031,078
	延滞金	4,464	9,876,106	24,775,121	9,876,106	14,899,015	
	合 計	167,499	5,210,985,352	12,554,485,981	5,004,594,745	7,549,891,236	7,866,666,178

6 県内19市の市税等収納率の状況

<市 税>

区 分	平成 27 年度								平成 28 年度								平成 29 年度							
	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減			
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位				
長 野 市	99.18	3	32.87	5	97.28	3	0.32	99.28	4	28.32	7	97.67	3	0.39	99.33	4	30.26	6	97.97	3	0.30			
松 本 市	98.73	15	25.21	12	95.39	11	0.19	98.89	14	28.02	8	95.88	13	0.49	99.11	10	28.72	9	96.55	11	0.67			
上 田 市	98.37	19	25.57	11	93.81	15	0.80	98.56	17	26.94	9	94.43	15	0.62	98.73	17	27.76	11	95.23	15	0.80			
岡 谷 市	99.11	6	52.45	1	97.21	4	1.37	99.11	10	31.37	4	97.23	6	0.02	99.13	8	38.03	3	97.52	6	0.29			
飯 田 市	99.28	2	43.40	2	98.33	1	0.29	99.53	1	43.00	1	98.71	1	0.38	99.57	2	46.44	1	99.03	1	0.32			
諏 訪 市	98.92	11	29.42	8	96.67	7	0.81	99.38	3	29.89	5	97.31	5	0.64	99.48	3	24.11	13	97.65	4	0.34			
須 坂 市	99.02	9	17.06	19	91.70	19	1.13	99.19	6	14.62	19	92.41	19	0.71	99.10	11	14.52	17	93.12	19	0.71			
小 諸 市	98.93	10	29.84	7	96.29	9	0.62	98.90	13	23.65	13	96.42	9	0.13	98.85	16	18.17	16	96.15	13	△0.27			
伊 那 市	99.14	4	26.04	10	96.79	6	0.16	99.06	11	26.90	10	97.01	7	0.22	99.09	12	30.24	7	97.24	8	0.23			
駒ヶ根市	99.03	8	36.62	3	97.14	5	0.43	99.14	8	32.71	2	97.32	4	0.18	99.19	7	32.60	4	97.53	5	0.21			
中 野 市	98.87	13	17.95	17	92.93	17	0.76	98.89	15	15.47	18	93.59	17	0.66	98.87	15	13.31	19	93.59	18	0.00			
大 町 市	98.65	17	17.28	18	91.71	18	1.24	98.85	16	19.48	16	93.13	18	1.42	98.95	14	30.82	5	94.44	17	1.31			
飯 山 市	99.46	1	24.49	14	97.51	2	0.36	99.44	2	20.35	15	97.77	2	0.26	99.60	1	22.12	15	98.01	2	0.24			
茅 野 市	98.77	14	20.85	16	95.25	13	0.70	98.44	19	15.79	17	94.83	14	△0.42	98.47	19	13.77	18	94.58	16	△0.25			
塩 尻 市	99.12	5	31.02	6	96.51	8	0.32	99.13	9	25.06	12	96.74	8	0.23	99.13	8	27.69	12	96.93	9	0.19			
佐 久 市	98.53	18	22.95	15	93.57	16	1.27	98.50	18	25.23	11	94.25	16	0.68	98.73	17	29.87	8	95.97	14	1.72			
千 曲 市	98.92	11	35.27	4	95.13	14	1.53	99.17	7	32.56	3	96.22	11	1.09	99.29	5	40.81	2	97.47	7	1.25			
東 御 市	98.72	16	28.67	9	95.27	12	0.49	98.98	12	29.60	6	96.00	12	0.73	99.01	13	28.68	10	96.29	12	0.29			
安曇野市	99.06	7	24.59	13	95.83	10	0.16	99.24	5	22.42	14	96.27	10	0.44	99.25	6	24.11	13	96.67	10	0.40			
平 均	98.94	—	28.50	—	95.49	—	0.68	99.04	—	25.86	—	95.96	—	0.47	99.10	—	27.48	—	96.42	—	0.46			

県内19市の市税等収納率一覧表

<国民健康保険税>

区 分	平成 27 年度							平成 28 年度							平成 29 年度						
	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	
長野市	92.01	18	15.36	18	80.11	13	0.04	92.20	18	16.91	17	80.82	13	0.71	92.45	18	19.74	17	82.78	13	1.96
松本市	90.87	19	14.64	19	70.60	19	△1.05	91.69	19	15.53	18	73.32	19	2.72	92.18	19	15.99	18	73.77	19	0.45
上田市	92.31	17	20.95	15	73.67	18	1.52	92.45	17	22.77	14	75.37	18	1.70	93.53	17	25.28	13	77.69	17	2.32
岡谷市	95.56	7	26.57	6	84.69	6	2.47	95.22	10	29.36	6	85.85	6	1.16	95.10	10	33.09	4	86.57	8	0.72
飯田市	96.88	2	47.27	1	92.52	2	2.08	97.75	1	45.01	1	93.81	2	1.29	98.11	2	46.33	1	94.91	2	1.10
諏訪市	93.76	14	23.71	11	81.88	10	0.78	94.66	11	32.76	3	84.35	9	2.47	94.57	13	32.17	5	86.29	9	1.94
須坂市	94.29	12	21.76	14	78.79	14	5.22	94.61	12	26.03	12	80.74	14	1.95	94.65	12	27.02	10	82.35	14	1.61
小諸市	94.16	13	22.95	12	84.53	7	0.58	93.64	15	26.76	10	84.82	8	0.29	94.40	14	26.82	11	84.85	11	0.03
伊那市	96.01	5	24.73	10	85.97	5	2.16	96.02	6	26.66	11	86.43	5	0.46	96.22	6	25.32	12	87.18	7	0.75
駒ヶ根市	96.38	4	32.44	4	88.42	4	1.50	96.15	5	27.42	9	89.40	4	0.98	95.56	9	31.62	6	89.06	4	△ 0.34
中野市	94.54	11	18.34	16	76.61	17	0.59	94.52	13	14.84	19	76.32	17	△0.29	94.90	11	14.86	19	76.59	18	0.27
大町市	94.94	8	16.15	17	76.72	16	1.43	95.56	9	20.16	16	79.29	15	2.57	95.72	8	27.99	9	82.17	15	2.88
飯山市	98.26	1	45.94	2	94.69	1	1.76	97.60	2	40.82	2	94.98	1	0.29	98.44	1	34.07	3	95.20	1	0.22
茅野市	96.66	3	33.88	3	90.05	3	0.78	96.19	4	28.06	7	89.76	3	△0.29	95.99	7	28.14	8	89.28	3	△ 0.48
塩尻市	93.42	16	22.37	13	76.90	15	1.28	96.96	14	21.71	15	77.96	16	1.06	94.18	15	21.07	15	79.09	16	1.13
佐久市	93.57	15	25.43	7	81.67	11	3.15	93.63	16	30.04	5	83.06	12	1.39	93.85	16	30.74	7	84.60	12	1.54
千曲市	94.89	9	25.34	9	80.73	12	1.43	95.66	7	27.56	8	83.18	11	2.45	96.87	4	36.86	2	88.43	5	5.25
東御市	94.87	10	28.30	5	84.22	8	0.58	95.65	8	31.83	4	85.70	7	1.48	97.44	3	19.89	16	87.62	6	1.92
安曇野市	96.00	6	25.35	8	83.04	9	1.07	96.29	3	24.14	13	84.03	10	0.99	96.37	5	24.57	14	84.91	10	0.88
平 均	94.70	—	25.87	—	82.41	—	1.44	95.08	—	26.76	—	83.64	—	1.23	95.29	—	27.45	—	84.91	—	1.27

【 参 考 資 料 】

市 税 の あ ゆ み

各年度の税制改正の主な内容

平成 元 年 度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○市民税所得割の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>120万円以下の金額</td> <td>60万円以下の金額 3%</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>120万円 超の金額</td> <td>60万円 超の金額 5%</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>500万円 超の金額</td> <td>130万円 超の金額 7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>260万円 超の金額 8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>460万円 超の金額 10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>950万円 超の金額 11%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1900万円 超の金額 12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 長期譲渡所得に係る課税の特例における特別控除後の譲渡益4,000万円超部分の比例税率化</p>	税率	改正後	改正前	3%	120万円以下の金額	60万円以下の金額 3%	8%	120万円 超の金額	60万円 超の金額 5%	11%	500万円 超の金額	130万円 超の金額 7%			260万円 超の金額 8%			460万円 超の金額 10%			950万円 超の金額 11%			1900万円 超の金額 12%
	税率	改正後	改正前																							
	3%	120万円以下の金額	60万円以下の金額 3%																							
8%	120万円 超の金額	60万円 超の金額 5%																								
11%	500万円 超の金額	130万円 超の金額 7%																								
		260万円 超の金額 8%																								
		460万円 超の金額 10%																								
		950万円 超の金額 11%																								
		1900万円 超の金額 12%																								
	市たばこ税	<p>◎名称が市町村たばこ税に変更</p> <p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成元年4月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円 																								
	その他税	◎電気税、ガス税、木材取引税は消費税創設により4月1日廃止																								

平成 2 年 度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準の算定の基礎となる金額が34万円（改正前32万円）に引上げられた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円（平成元年度は32万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに9万円を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎基礎控除額等の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>30万円</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>30万円</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>30万円</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> <td>30万円</td> <td>14万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	30万円	28万円	配偶者控除	30万円	28万円	扶養控除	30万円	28万円	配偶者特別控除	30万円	14万円
	項目	改正後	改正前														
基礎控除	30万円	28万円															
配偶者控除	30万円	28万円															
扶養控除	30万円	28万円															
配偶者特別控除	30万円	14万円															

平成 3 年 度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○市民税所得割の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>160万円以下の金額</td> <td>120万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>160万円 超の金額</td> <td>120万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>550万円 超の金額</td> <td>500万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には4万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに15万円（平成2年度は9万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎基礎控除額等の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>31万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>31万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>31万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> <td>31万円</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前	3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額	8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額	11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額	項目	改正後	改正前	基礎控除	31万円	30万円	配偶者控除	31万円	30万円	扶養控除	31万円	30万円	配偶者特別控除	31万円	30万円
	税率	改正後	改正前																										
	3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額																										
8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額																											
11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額																											
項目	改正後	改正前																											
基礎控除	31万円	30万円																											
配偶者控除	31万円	30万円																											
扶養控除	31万円	30万円																											
配偶者特別控除	31万円	30万円																											
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成3年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成5年度まで）</p> <p>○免税点の引上げ （土地：10万円→30万円、家屋：8万円→20万円、償却資産：100万円→150万円）</p>																											
	特別土地保有税	◎遊休土地に係る特別土地保有税の創設																											

平成4年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には8万円（平成3年度は4万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに19万円（平成3年度は15万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。
-------	-------	--

平成5年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には13万円（平成4年度は8万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに25万円（平成4年度は19万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。
-------	-------	---

平成6年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には18万円（平成5年度は13万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに30万円（平成5年度は25万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎扶養控除額の引上げ</p> <p>○特定扶養親族に係る控除額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定扶養親族（16歳～22歳）に係る控除額を3万円引上げ39万円とした。 <p>◎特別減税</p> <p>○平成6年度に限り定率での特別減税の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の20%相当額。ただし、20%相当額が20万円を超える場合には20万円が限度となる。 																																							
	法人市民税	<p>◎法人市民税均等割の税率の見直し（標準税率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資本金等 従業員数</th> <th>改正後年税額</th> <th>改正前年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,000,000円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>1,750,000円</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>410,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>400,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>160,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>9号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※制限税率は標準税率の1.2倍</p>	資本金等 従業員数		改正後年税額	改正前年税額	1号法人	50億円超 50人超	3,000,000円	3,000,000円	2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	1,750,000円	1,750,000円	3号法人	10億円超 50人以下	410,000円	400,000円	4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	400,000円		5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	160,000円		6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円	7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円		8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円	9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円
資本金等 従業員数		改正後年税額	改正前年税額																																						
1号法人	50億円超 50人超	3,000,000円	3,000,000円																																						
2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	1,750,000円	1,750,000円																																						
3号法人	10億円超 50人以下	410,000円	400,000円																																						
4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	400,000円																																							
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	160,000円																																							
6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円																																						
7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円																																							
8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円																																						
9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	40,000円																																						
固定資産税 都市計画税	<p>◎平成6年度評価替えに伴う負担調整措置（平成8年度まで）</p> <p>◎住宅用地に対する課税標準の固定資産税特例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地1/4→1/6、一般住宅用地1/2→1/3 <p>◎住宅用地に対する課税標準の都市計画税特例創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地1/3、一般住宅用地2/3 <p>◎宅地の評価に関し、地価公示価格等の7割評価の導入</p>																																								

平成7年度	個人市民税	◎税率改正 ○市民税所得割の税率改正															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>160万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>200万円 超の金額</td> <td>160万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>700万円 超の金額</td> <td>550万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前	3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額	8%	200万円 超の金額	160万円 超の金額	11%	700万円 超の金額	550万円 超の金額			
税率	改正後	改正前															
3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額															
8%	200万円 超の金額	160万円 超の金額															
11%	700万円 超の金額	550万円 超の金額															
		◎基礎控除額等の引上げ															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>33万円</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>33万円</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>33万円</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> <td>33万円</td> <td>31万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	33万円	31万円	配偶者控除	33万円	31万円	扶養控除	33万円	31万円	配偶者特別控除	33万円	31万円
項目	改正後	改正前															
基礎控除	33万円	31万円															
配偶者控除	33万円	31万円															
扶養控除	33万円	31万円															
配偶者特別控除	33万円	31万円															
		◎特別減税 ○平成6年度から実施された定率での特別減税の実施 ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額。 ただし、15%相当額が2万円を超える場合には2万円が限度となる。															

平成8年度	個人市民税	◎税率改正 ○均等割の税率改正													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上の市</td> <td>3,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人以上50万人未満の市</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※均等割の税率は標準税率を表示</p>		改正後	改正前	道府県	1,000円	700円	人口50万人以上の市	3,000円	2,500円	人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	2,000円	その他の市町村
	改正後	改正前													
道府県	1,000円	700円													
人口50万人以上の市	3,000円	2,500円													
人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	2,000円													
その他の市町村	2,000円	1,500円													
		◎特別減税 ○平成6年度から実施された定率での特別減税の実施 ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額。 ただし、15%相当額が2万円を超える場合には2万円が限度となる													
	固定資産税 都市計画税	◎負担調整率の引下げ													

平成9年度	個人市民税	◎税率改正 ○市民税所得割の税率改正												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円 超の金額</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円 超の金額</td> <td>12%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の段階	改正後	改正前	200万円以下の金額	3%	3%	200万円 超の金額	8%	8%	700万円 超の金額	12%	11%
		課税所得の段階	改正後	改正前										
200万円以下の金額	3%	3%												
200万円 超の金額	8%	8%												
700万円 超の金額	12%	11%												
		◎特別減税 ○特別減税の取りやめ（平成6年度から平成8年度まで） ・平成6年度から実施された定率での特別減税は平成9年度は取りやめ												
	固定資産税 都市計画税	◎平成9年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成11年度まで）												
	市たばこ税	◎市たばこ税の税率引上げ（平成9年4月1日以降の売渡分から） ・紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円（旧税率 1,997円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円（旧税率 948円）												

平成10年度	個人市民税	◎非課税基準額の引上げ ○均等割非課税基準額の引上げ ・均等割の非課税基準が、35万円（平成9年度は34万円）を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には18万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。				
		○所得割非課税基準額の引上げ ・前年中の所得金額が35万円（平成9年度は34万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に30万円を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。				
		◎特別減税 ○定額による特別減税（平成10年度分の所得割額を限度とする） ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割額を除く）が特別減税として次の金額の合計が控除となる。				
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者又は扶養親族1人につき</td> <td>8,500円</td> </tr> </tbody> </table>	本人	17,000円	控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	8,500円
本人	17,000円					
控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	8,500円					
	特別土地保有税	◎地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設 ◎土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除制度の創設 ◎土地区画整理事業等の施行に係る使用収益できない土地に係る課税の特例の創設				

平成11年度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○所得割の税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税所得割の税率が次のように改正された。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円 超の金額</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円 超の金額</td> <td>10%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に31万円（平成10年度は30万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎特定扶養親族に係る扶養控除額等の引上げ（平成10年度改正、平成11年度分から適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定扶養親族に係る扶養控除額</td> <td>43万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者に係る障害者控除額</td> <td>30万円</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者に係る障害者控除額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合</td> <td>56万円</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合</td> <td>61万円</td> <td>59万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族が同居特別障害者の場合</td> <td>66万円</td> <td>62万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族が特別障害者の場合</td> <td>68万円</td> <td>66万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎税額控除</p> <p>○定率による税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額 ただし、15%相当額が4万円を超える場合には4万円が限度となる 	課税所得の段階	改正後	改正前	200万円以下の金額	3%	3%	200万円 超の金額	8%	8%	700万円 超の金額	10%	12%	区 分	改正後	改正前	特定扶養親族に係る扶養控除額	43万円	41万円	特別障害者に係る障害者控除額	30万円	28万円	同居特別障害者に係る障害者控除額			扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	56万円	54万円	老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	61万円	59万円	特定扶養親族が同居特別障害者の場合	66万円	62万円	同居老親等扶養親族が特別障害者の場合	68万円	66万円
	課税所得の段階	改正後	改正前																																			
200万円以下の金額	3%	3%																																				
200万円 超の金額	8%	8%																																				
700万円 超の金額	10%	12%																																				
区 分	改正後	改正前																																				
特定扶養親族に係る扶養控除額	43万円	41万円																																				
特別障害者に係る障害者控除額	30万円	28万円																																				
同居特別障害者に係る障害者控除額																																						
扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	56万円	54万円																																				
老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	61万円	59万円																																				
特定扶養親族が同居特別障害者の場合	66万円	62万円																																				
同居老親等扶養親族が特別障害者の場合	68万円	66万円																																				
	市たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成11年5月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円（旧税率 2,434円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円（旧税率 1,155円） 																																				

平成12年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割の非課税基準が、35万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には19万円（平成11年度は18万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（平成11年度は31万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎扶養控除額の引上げ（平成11年度改正 平成12年度分から適用）</p> <p>○特定扶養親族に係る扶養控除額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定扶養親族に係る扶養控除額 (改正後) 45万円 (改正前) 43万円 ・特定扶養親族が同居特別障害者の場合 (改正後) 68万円 (改正前) 66万円
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成12年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成14年度まで）</p> <p>○時点修正開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱泉地評価方法の改正 ・農業用施設用地の評価方法の明確化

平成13年度	固定資産税 都市計画税	◎時点修正
--------	----------------	-------

平成14年度		<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、35万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には24万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（平成13年度は32万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎株式等譲渡益課税の見直し</p> <p>○申告分離課税への一本化等（平成15年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 源泉選択分離課税が平成14年12月31日をもって廃止となり、平成15年1月1日以降は申告分離課税の一本化となった。 平成15年1月1日以後に上場株式等（上場不動産投資証券を含む。以下同じ）を譲渡した場合の譲渡益に係る税率が20%（所得税15%を含む）に引下げ 平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額は、翌年度以後の3年間にわたり繰越控除が可能となった。 <p>○長期（1年超）保有上場株式等に係る特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年から平成17年までの間に保有期間が1年を超える上場株式等を譲渡した場合の税率は、上記（20%）にかかわらず、10%とすることとなった。 保有期間が1年を超える一定の上場株式等を平成17年までに譲渡した場合で譲渡所得が100万円以下の場合にはその金額を、100万円を超える場合には100万円を限度とし譲渡所得金額から控除できることとなった。 平成13年11月30日以後平成14年末までに取得した上場株式等を、平成17年から平成19年までに譲渡した場合、購入価格1千万円までの上場株式等の譲渡については非課税とすることができることとされた。
	固定資産税 都市計画税	<p>◎縦覧制度の見直し及び固定資産課税台帳の閲覧制度の創設</p> <p>◎時点修正</p>

平成15年度	個人市民税	<p>◎金融・証券税制の軽減、簡素化</p> <p>○県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当等及び株式譲渡益（所得税において源泉徴収を選択した特定口座に限る）に係る課税方式について、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成16年1月1日から、特別徴収方式が実施され申告不要となる。
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成15年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成17年度まで）</p> <p>◎時点修正</p>
	市たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成15年7月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円（旧税率 2,668円） 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円（旧税率 1,266円）
	特別土地保有税	◎課税停止

平成16年度	個人市民税	<p>◎均等割の見直し</p> <p>○人口段階別税率区分の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の人口に応じて、3段階に区分されていた均等割の標準税率が3千円に統一された。 <p>○生計同一の妻への均等割非課税措置の段階的廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市町村に住所を有する方に対する非課税措置の段階的廃止 平成17年度分 均等割の税率を1/2に軽減 平成18年度分 非課税措置の廃止 <p>◎年金税制の見直し（平成18年度分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の方に対して上乘せされている措置の廃止 ○老年者控除の廃止 ○老年者特例加算として年齢65歳以上の方の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置の創設 <p>◎譲渡所得に係る税率の引下げ</p> <p>○土地・建物等の譲渡所得に係る税率の引下げ（平成16年1月1日以降に行う譲渡）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期譲渡所得 5%（県民税1.6% 市民税3.4%） 短期譲渡所得 9%（県民税3.0% 市民税6.0%） <p>○非上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ（平成16年1月1日以降に行う譲渡から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正前 6%（県民税2.0% 市民税4.0%） 改正後 5%（県民税1.6% 市民税3.4%）
	固定資産税 都市計画税	<p>◎特定の家屋の附帯設備の納税義務者の特例の創設</p> <p>◎時点修正</p>

平成17年度	個人市民税	◎定率減税の1/2縮減（平成18年度分から適用） ◎配偶者控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止 ◎65歳以上の者に係る非課税措置の廃止、それに伴う経過措置 ○平成17年1月1日現在で65歳に達して、前年の合計所得が125万円以下の方への経過措置 <table border="1"> <tr> <td>平成18年度分</td> <td>所得割額及び均等割額を2/3を減額</td> </tr> <tr> <td>平成19年度分</td> <td>所得割額及び均等割額を1/3を減額</td> </tr> <tr> <td>平成20年度分以降</td> <td>減額なし</td> </tr> </table>	平成18年度分	所得割額及び均等割額を2/3を減額	平成19年度分	所得割額及び均等割額を1/3を減額	平成20年度分以降	減額なし
	平成18年度分	所得割額及び均等割額を2/3を減額						
平成19年度分	所得割額及び均等割額を1/3を減額							
平成20年度分以降	減額なし							
	固定資産税 都市計画税	◎固定資産評価基準の改正						

平成18年度	法人市民税	◎法人市民税税率（平成18年3月市町村合併による新税率） ○法人税割の税率 ・法人税割は、法人税額（国税）の13.7% ○均等割の税率（上田市） <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等</th> <th>従業員数</th> <th>年税額</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,600,000円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>2,100,000円</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>492,000円</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>480,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>192,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>9号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等	従業員数	年税額	標準税率	1号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円	2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円	3号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円	4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円	6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円	7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円	8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円	9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円
	資本金等	従業員数	年税額	標準税率																																						
1号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円																																							
2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円																																							
3号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円																																							
4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円																																							
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円																																							
6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円																																							
7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円																																							
8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円																																							
9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円																																							
	固定資産税 都市計画税	◎平成18年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成20年度まで） ◎固定資産評価基準の改正 ◎税額の軽減措置の見直し 耐震改修促進税制の創設																																								
	たばこ税	◎市たばこ税の税率引上げ（平成18年7月1日以降の売渡分から） ・紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円（旧税率 2,977円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円（旧税率 1,412円）																																								

平成19年度	個人市民税	◎所得税から個人住民税への税源移譲（平成18年度税制改正） ○税率の見直し ・個人住民税所得割の税率が10%（県民税4%・市民税6%）の比例税率 ○減額措置 ・個々の納税者の負担が変わらぬよう、個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する減額措置 ○住宅ローン減税 ・税源移譲に伴い、住宅ローン減税（平成18年までに入居）により控除される所得税額が減少する方について、翌年度の個人住民税において減額調整する措置の実施（平成20年度分から適用） ◎定率減税の廃止 ◎地震保険料控除の創設（平成20年度分から適用） ○損害保険料の改組 ・地震保険料控除制度の創設（地震保険料等の1/2最高25千円を所得控除）経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料は従前のとおり（経過措置と地震保険料控除を併用する場合は合わせて25千円の控除） ◎金融証券税制 ○軽減税率の延長 ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する県民税配当割、株式等譲渡所得割に関する軽減税率の適用期間が1年延長となる 【税率】5% → 配当割 : 3%（平成21年3月31日まで1年延長） 【税率】5% → 株式等譲渡所得割 : 3%（平成20年12月31日まで1年延長）
	固定資産税 都市計画税	◎時点修正 ◎複合利用鉄軌道用地評価の見直し ◎税額の軽減措置の見直し バリアフリー改修促進税制の創設

平成20年度	個人市民税	<p>◎寄附金税制の拡充（平成21年度課税から適用）</p> <p>○地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（ふるさと納税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額（5千円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせ全額控除となる。 <p>◎公的年金等からの特別徴収制度の導入（平成21年度課税から適用）</p> <p>○前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、その年度の初日に高齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の方（次に掲げる場合を除く。）の老齢等年金給付から個人市民税・県民税の特別徴収（天引き）を開始（開始時期：平成21年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度の老齢等年金給付額が、18万円未満の場合 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合 <p>◎金融証券税制（平成21年分所得から適用）</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の廃止 上場株式等の配当・・・軽減税率 3% → 5% （平成21年から平成22年の間は配当のうち100万円以下の部分） 上場株式等の譲渡益・・・軽減税率 3% → 5% （平成21年から平成22年の間は譲渡益のうち500万円以下の部分） 																																								
	固定資産税 都市計画税	<p>◎時点修正</p> <p>◎市税過誤納金償還金支払要綱設置</p> <p>◎税額の軽減措置の見直し：省エネ改修工事促進税制の創設／長期優良住宅促進税制の創設（H21.6.4～）</p> <p>◎機械装置を主とした償却資産の耐用年数の改正、理論帳簿価額制度の廃止</p>																																								
	法人市民税	<p>◎法人市民税税率</p> <p>○均等割の税率（上田市）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等</th> <th>従業員数</th> <th>年税額</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,600,000円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>2,100,000円</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>492,000円</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>480,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>192,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>1号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等	従業員数	年税額	標準税率	9号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円	8号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円	7号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円	6号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円	4号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円	3号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円	2号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円	1号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円
資本金等	従業員数	年税額	標準税率																																							
9号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円																																							
8号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円																																							
7号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円																																							
6号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円																																							
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円																																							
4号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円																																							
3号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円																																							
2号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円																																							
1号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円																																							

平成21年度	個人市民税	<p>◎住宅借入金特別控除（平成22年度課税から適用）</p> <p>○個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年から平成25年までに住宅の新築、増改築を行い入居し、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額（9.75千円）を限度に控除 <p>◎金融証券税制（平成21年分所得から適用）</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益の現行税制の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）を3年延長
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成21年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成23年度まで）</p> <p>◎固定資産評価基準の改正</p>

平成22年度	個人市民税	<p>◎扶養控除の見直し（平成24年度以後の課税から適用）</p> <p>○扶養控除の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除（33万円）を廃止。 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 <p>○同居特別障害者加算の特例の改組（平成24年度以後の課税から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族等が同居の特別障害者である場合において、扶養親族等の控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する措置に改める。 <p>○65歳未満の者の公的年金所得に係る所得割の徴収方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的年金からの特徴制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金に係る所得割額及び均等割額を含めて給与から特徴の方法により、徴収することができることとする。 <p>◎生命保険料控除の改組（平成25年度以後の課税から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に新たに介護保険を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれ3.5万円を適用する。

平成22年度		<ul style="list-style-type: none"> ◎金融証券税制 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年から平成26年までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、税務署長に届出た口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内限り、非課税とする。（非課税口座を開設できるのは1人につき1年1口座、非課税口座で受け入れることができる上場株式等は取得価格ベースで100万円以内に限られる。）
	固定資産税 都市計画税	◎時点修正
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ◎市たばこ税の税率引上げ（平成22年10月1日以降の売渡分から） <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円（旧税率 3,298円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円（旧税率 1,564円）

平成23年度	全体	<ul style="list-style-type: none"> ◎罰則の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○現行3万円以下の過料を10万円以下の過料に改正
	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民公益税制 <ul style="list-style-type: none"> ○寄附金税額控除の見直し（平成23年分の寄附金から対象、住民税は平成24年度課税から） <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行：5,000円）に引き下げる。 ・寄附金税額控除の対象に、認定NPO法人以外のNPO法人のうち、都道府県、市区町村が条例で指定した団体を加える。 ◎金融証券税制 <ul style="list-style-type: none"> ○上場株式等の配当・譲渡益の現行税制の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）適用期限を2年延長する。（平成25年12月31日まで） ○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の施行期日の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）を2年延長したことに伴い、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税の特例については、施行期日を2年延長する。（平成26年分所得から適用） ◎肉用牛の課税の特例の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○対象牛を2,000頭から1,500頭にし、適用期限を3年延長する。（平成27年度まで） ◎東日本大震災に係る改正 <ul style="list-style-type: none"> ○雑損控除関係 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅や家財等の損失について、平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除することができる。 ・雑損控除の繰越期間を3年から5年に延長する。 ○住宅借入金等特別税額控除関係 <ul style="list-style-type: none"> ・災害により居住できなくなった場合においても、残りの期間について引き続き税額控除を適用できる。
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ◎市たばこ税の税率引上げ（平成25年4月1日から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円（旧税率 4,618円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円（旧税率 2,190円）

平成24年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎退職所得に係る課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○10%税額控除の廃止（平成25年1月1日以後適用） ○勤務年数5年以内の法人役員等について、課税所得に1/2を乗じる措置を廃止（平成25年1月1日以後適用） ◎給与所得控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○収入1,500万円を超える場合の給与所得控除の上限を245万円とする（平成26年度～） ○特定支出控除の改正（平成26年度～） ◎防災施策に要する財源確保のため均等割を500円加算（平成26年度～35年度） ◎東日本大震災に係る改正 <ul style="list-style-type: none"> ○被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例 ○住宅借入金等特別控除の適用期間の特例
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成24年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成26年度まで） <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用地の据置特例については、経過措置を設けたうえで平成26年度廃止 ◎固定資産評価基準の改正 ◎下水道除害施設の課税標準の特例（わがまち特例）の創設

平成25年度	個人市民税	<p>◎個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充</p> <p>○所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除</p> <table border="1"> <tr> <th>居住年</th> <th>現行（～平成25年12月）</th> <th>平成26年1月～3月</th> <th>平成26年4月～平成29年12月</th> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）</td> </tr> </table> <p>◎金融所得課税の一体化等</p> <p>○金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更</p> <p>○法人に係る利子割を廃止</p> <p>◎個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し</p> <p>○市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直しを行う。</p>	居住年	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）
	居住年	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月						
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）							
固定資産税 都市計画税	<p>◎時点修正</p> <p>◎特例措置の見直し</p> <p>○バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅の固定資産税の減額措置の延長（3年）、工事費要件の変更（現行：30万円→50万円超）</p> <p>○サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（2年）</p> <p>○日本郵便㈱が所有する一定の固定資産の課税標準の特例を変更し、3年延長（課税標準：現行3/5→1/2）</p>									

平成26年度	個人市民税	<p>◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長</p> <p>○適用年度を27年度から30年度まで延長</p> <p>◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長</p> <p>○適用年度を26年度から29年度まで延長</p>																																																																																																																																			
	固定資産税 都市計画税	<p>◎公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入</p> <p>○公害防止用設備のために設置された施設又は設備について、特例措置の適用期限を2年延長</p> <p>○水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設 特例割合1/3（2/3減免）</p> <p>○大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 特例割合1/2（1/2減免）</p> <p>○土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 特例割合1/2（1/2減免）</p> <p>○ノンフロン製品特例措置（3年度分）を創設 特例割合 3/4（1/4減免）</p> <p>◎耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設</p> <p>○国の補助を受けて耐震改修工事が行われた不特定多数の者が利用する大規模建築物に対して、工事完了年の翌年度から2年度分の固定資産税の税額の1/2を減免</p> <p>◎時点修正</p>																																																																																																																																			
	軽自動車税	<p>◎軽自動車税の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">H27.3.31まで</th> <th colspan="2">H27.4.1から</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td colspan="2">50cc以下</td> <td colspan="2">1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50cc超</td> <td>90cc以下</td> <td colspan="2">1,200円</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td>125cc以下</td> <td colspan="2">1,600円</td> <td colspan="2">2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td colspan="2">2,500円</td> <td colspan="2">3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">二輪の小型自動車（250cc超）</td> <td colspan="2">4,000円</td> <td colspan="2">6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪（250cc以下）</td> <td colspan="2">2,400円</td> <td colspan="2">3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td colspan="2">3,100円</td> <td colspan="2">3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td colspan="2">5,500円</td> <td colspan="2">6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td colspan="2">7,200円</td> <td colspan="2">10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td colspan="2">3,000円</td> <td colspan="2">3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td colspan="2">4,000円</td> <td colspan="2">5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雪上車</td> <td colspan="2">2,400円</td> <td colspan="2">3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用（トラクター等）</td> <td colspan="2">1,600円</td> <td colspan="2">2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">その他（フォークリフト等）</td> <td colspan="2">4,700円</td> <td colspan="2">5,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎軽自動車税の税率の重課の創設</p> <p>○新規登録後13年を超えた三輪以上の軽自動車に対する20%の重課（経年車重課）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">H28.4.1から</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td colspan="2">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td colspan="2">8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td colspan="2">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td colspan="2">4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td colspan="2">6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分		H27.3.31まで		H27.4.1から								原動機付自転車	50cc以下		1,000円		2,000円		50cc超	90cc以下	1,200円		2,000円		90cc超	125cc以下	1,600円		2,400円		ミニカー		2,500円		3,700円		二輪の小型自動車（250cc超）			4,000円		6,000円		軽自動車	二輪（250cc以下）		2,400円		3,600円		三輪		3,100円		3,900円		四輪	乗用	営業用	5,500円		6,900円		自家用	7,200円		10,800円		四輪	貨物	営業用	3,000円		3,800円		自家用	4,000円		5,000円		雪上車		2,400円		3,600円		小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）		1,600円		2,400円			その他（フォークリフト等）		4,700円		5,900円		種別	区分		H28.4.1から						軽自動車	三輪		4,600円		四輪	乗用	営業用	8,200円		自家用	12,900円		四輪	貨物	営業用	4,500円		自家用	6,000円
種別	区分			H27.3.31まで		H27.4.1から																																																																																																																															
原動機付自転車	50cc以下		1,000円		2,000円																																																																																																																																
	50cc超	90cc以下	1,200円		2,000円																																																																																																																																
		90cc超	125cc以下	1,600円		2,400円																																																																																																																															
	ミニカー		2,500円		3,700円																																																																																																																																
二輪の小型自動車（250cc超）			4,000円		6,000円																																																																																																																																
軽自動車	二輪（250cc以下）		2,400円		3,600円																																																																																																																																
	三輪		3,100円		3,900円																																																																																																																																
	四輪	乗用	営業用	5,500円		6,900円																																																																																																																															
			自家用	7,200円		10,800円																																																																																																																															
	四輪	貨物	営業用	3,000円		3,800円																																																																																																																															
			自家用	4,000円		5,000円																																																																																																																															
雪上車		2,400円		3,600円																																																																																																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）		1,600円		2,400円																																																																																																																																
	その他（フォークリフト等）		4,700円		5,900円																																																																																																																																
種別	区分		H28.4.1から																																																																																																																																		
軽自動車	三輪		4,600円																																																																																																																																		
	四輪	乗用	営業用	8,200円																																																																																																																																	
			自家用	12,900円																																																																																																																																	
	四輪	貨物	営業用	4,500円																																																																																																																																	
自家用			6,000円																																																																																																																																		
法人市民税	<p>◎法人市民税法人税割の税率の引下げ（H26.10.1以後に開始する事業年度分から適用）</p> <p>○地方法人税（国税）の創設に伴う、法人市民税法人税割の引下げ</p> <p>・法人税割の税率 13.7% → 11.1%</p>																																																																																																																																				

平成27年度	全体	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の措置 ○申告書等に法人番号、個人番号の記載																														
	個人市民税	◎個人市民税の住宅ローン減税制度の適用期限の延長 ○適用年を平成29年から平成31年まで延長 ◎ふるさと納税のワンストップ制度に係る申告の特例の創設（H27.4.1～） ○確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合、申請書の提出により課税市に対して寄附先の団体が控除に必要な事項を記載した通知をすることにより、確定申告が不要																														
	固定資産税 都市計画税	◎新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入 ◎固定資産税等（土地）の負担調整措置を平成29年度まで延長																														
	軽自動車税	◎一定の環境性能を有する軽四輪車等にグリーン化特例を導入（H27.4.1～） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>※A</th> <th>※B</th> <th>※C</th> </tr> <tr> <th colspan="2">三輪</th> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A 電気自動車・天然ガス軽自動車で「平成21年排出ガス10%低減」達成 ※B 「平成17年排出ガス基準75%低減達成」+軽乗用はH32燃費基準+20%達成、軽貨物はH27燃費基準+35%達成 ※C 「平成17年排出ガス基準75%低減達成」+軽乗用はH32燃費基準達成、軽貨物はH27燃費基準+15%達成 ◎原動機付自転車、二輪車及び小型特殊に係る税額の適用開始時期を平成27年度から1年間延長</p>	種別	区分		※A	※B	※C	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	軽自動車	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	種別	区分		※A	※B	※C																										
		三輪		1,000円	2,000円	3,000円																										
軽自動車	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																											
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																											
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																											
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																											
法人市民税	◎法人住民税均等割の税率区分に使用される「資本金等の額」の改正																															
たばこ税	◎旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を平成28年度から平成31年度にわたって段階的に廃止 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th><現行>1,000本につき</th> <th>H28.4.1</th> <th>H29.4.1</th> <th>H30.4.1</th> <th>H31.4.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,495円</td> <td>2,925円</td> <td>3,355円</td> <td>4,000円</td> <td>5,262円</td> </tr> </tbody> </table>	<現行>1,000本につき	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円																					
<現行>1,000本につき	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1																												
2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円																												

平成28年度	個人市民税	◎スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入（H30.1.1～） ○検診、予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品の購入費用（年間10万円を限度として1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入
	固定資産税 都市計画税 都市計画税	◎特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置にわがまち特例を導入し、適用期限を2年延長 ○太陽及び風力発電設備 特例割合2/3（1/3減免） ○水力、地熱及びバイオマス発電設備 特例割合1/2（1/2減免） ○都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産特定割合4/5
	軽自動車税	◎自動車取得税を廃止し、軽自動車税における環境性能割の創設（H31.10.1～） ◎軽自動車税へのグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長（H29.3.31まで）
	法人市民税	◎法人市民税法人税割の税率の引下げ（H31.10.1以後に開始する事業年度分から適用） ○地方法人税（国税）の税率引き上げに伴う、法人市民税法人税割を3.7%引下げ ・法人税割の税率 11.1% → 7.4%

平成29年度	個人市民税	◎配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（H31.1.1～） ○配偶者特別控除の控除額が33万円の対象となる配偶者の収入を103万円から150万円まで引上げ、150万円を超えるものは収入に応じて段階的に201万円まで引上げ ○給与収入1,120万円（合計所得金額900万円）超の納税義務者本人に所得制限を導入 ◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を平成33年度まで延長 ◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を平成32年度まで延長
	固定資産税 都市計画税	◎固定資産税等の特例措置等にわがまち特例を導入 ○企業主導型保育事業 特例割合 1/2（1/2減免） ○家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下） 1/2（1/2減免） ○緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地 2/3（1/3減免） ◎住宅用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正 ◎耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置 ○耐震改修を行った認定長期優良住宅：減額すべき額を1/2から2/3に拡充 ○省エネ改修を行った認定長期優良住宅：減額すべき額を1/3から2/3に拡充 ◎災害に関する税制上の措置の常設化 ○災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税を4年度分1/2とする。 ○被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例（固定資産税・都市計画税）の適用を4年度分に拡充
	軽自動車税	◎軽自動車税へのグリーン化特例（軽課）の適用期限を、重点化を行った上で2年延長（H29.4.1～H31.3.31）

平成30年度	個人市民税	<p>◎給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し(平成33年度分～)</p> <p>○給与所得控除と公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除を10万円引上げる。</p> <p>○給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を、上限額220万円を195万円に見直す。</p> <p>○子育て世代、介護世帯への所得金額調整控除の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者のうち、「①年齢23歳未満の扶養親族を有する者、②特別障害者に該当する者、③特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族を有する者」については、給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する額を、給与所得の金額から控除する。 <p>○公的年金等控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、基礎控除への振替に伴う10万円引下げ分を含め、控除額の上限を新たに設け195.5万円とする。 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を10万円引下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げる。 <p>○基礎控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎控除は所得の多寡によらず一定金額を所得から控除しており、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性が乏しいとの指摘があること等から、控除額が所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円で消失する仕組みを設ける。 <p>○非課税の範囲の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を引上げ、合計所得125万円を135万円に見直す。 均等割を課さないとする非課税限度額を10万円引上げ、「315千円×(同一生計配偶者+扶養数+1)+189千円+10万円」以下の者には均等割を課さない。 								
	固定資産税 都市計画税	<p>◎固定資産税等(土地)の「負担調整措置」を3年延長</p> <p>◎固定資産税の特例措置(わがまち特例)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害防止用設備(汚水又は廃液を処理するための施設)に係る課税標準の特例措置1/3から1/2へ見直し2年延長 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に水力・地熱・バイオマス発電設備を追加、設備の価格に乘じる率を「1/2」から「3/4」へ見直し2年延長 <p>◎バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物移動円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の1/3に相当する金額(改修工事費の一定割合を上限とする)を2年度分減額する措置を平成32年3月31日まで講ずる。 <p>◎生産性向上特別措置法の施行に伴い、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">集中投資期間</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例率</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">ゼロ</td> </tr> </table>	集中投資期間	平成30年度～平成32年度			特例率	ゼロ		
	集中投資期間	平成30年度～平成32年度								
特例率	ゼロ									
たばこ税	<p>◎たばこ税率の見直し 平成30年10月1日から3段階で引上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">現行1,000本につき</td> <td style="text-align: center;">H30. 10. 1</td> <td style="text-align: center;">H32. 10. 1</td> <td style="text-align: center;">H33. 10. 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,262円</td> <td style="text-align: center;">5,692円</td> <td style="text-align: center;">6,122円</td> <td style="text-align: center;">6,552円</td> </tr> </table> <p>◎加熱式たばこの課税方式の見直し</p> <p>○課税区分に「加熱式たばこ」の区分を設ける。</p> <p>○紙たばこの本数への換算方法は、次の2つの方法によって換算した本数の合計本数とする方法に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって、紙巻きたばこの0.5本に換算 加熱式たばこの小売価格の紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算 <p>○加熱式たばこの課税標準は、新たな換算方式である重量及び小売価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式への移行を、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に行う。</p>	現行1,000本につき	H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円	
現行1,000本につき	H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1							
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円							

平成 30 年度
市 税 概 要

編 集 財 政 部 税 務 課
財 政 部 収 納 管 理 課
福 祉 部 国 保 年 金 課

発 行 上 田 市
〒386-8601 上田市大手一丁目11-16
TEL 0268-22-4100(代)
URL <http://www.city.ueda.nagano.jp/>